府縣名	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
東京府	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
神奈川縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
新潟縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
長野縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
山梨縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
靜岡縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
愛知縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
三重縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
滋賀縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
京都府	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大阪府	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
兵庫縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
奈良縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
和歌山縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
島根縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
岡山縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
廣島縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
山口縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
徳島縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
香川縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
愛媛縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
高知縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
福岡縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
佐賀縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
長崎縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
熊本縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大分縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
宮崎縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鹿兒島縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
沖縄縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

府縣名	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
東京府	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
神奈川縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
新潟縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
長野縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
山梨縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
靜岡縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
愛知縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
三重縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
滋賀縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
京都府	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大阪府	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
兵庫縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
奈良縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
和歌山縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
島根縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
岡山縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
廣島縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
山口縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
徳島縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
香川縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
愛媛縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
高知縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
福岡縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
佐賀縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
長崎縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
熊本縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
大分縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
宮崎縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鹿兒島縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
沖縄縣	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

銀行名	大正九年	同一〇年	同一一年	同一二年	同一三年	同一四年	同一五年
總計	四二、四五〇、〇〇〇円	七三、〇一〇、三四〇円	一〇四、一五四、三四〇円	三三、六四一、〇〇〇円	八、三四五、〇〇〇円	三、三八六、〇〇〇円	三、三八六、〇〇〇円
東京	二、三二六、〇〇〇円	三、三六〇、〇〇〇円	三、四〇〇、〇〇〇円	二、四一〇、〇〇〇円	一、三四〇、〇〇〇円	一、三四〇、〇〇〇円	一、三四〇、〇〇〇円
京都	一、三三〇、〇〇〇円	一、八一一、〇〇〇円	二、三六〇、〇〇〇円	一、四〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
大阪府	一、〇六〇、〇〇〇円	一、〇四〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
兵庫	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円
神奈川	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円
大阪	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
宮城	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
福島	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
新潟	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
長野	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
山梨	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
群馬	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
栃木	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
茨城	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
埼玉	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
千葉	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
栃木	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
群馬	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
埼玉	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
千葉	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
東京	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
神奈川	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
長野	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
新潟	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
富山	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
石川	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
福井	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
山梨	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
長野	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
岐阜	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
静岡	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
愛知	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三重	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
滋賀	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
京都	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大阪	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
兵庫	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
奈良	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
和歌山	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
鳥取	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
島根	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
岡山	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
広島	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
山口	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
徳島	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
香川	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
愛媛	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
高知	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
福岡	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
佐賀	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
長崎	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
熊本	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大分	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
宮崎	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
鹿児島	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
沖縄	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

沖縄縣	五四、三一〇円	七五八、一〇〇円	三七、六六六、三六一円	三九、二三五、二六一円	四二、七〇〇、六七円	四九、二二六、六八一円
總計	四一、五三、一六三	四二、五三、三五七				五二、二五、八七九

第四項　保護及監理

第一目　農工銀行補助法

既に述べたる所の如く農工銀行は單に營利を目的とするものにあらずして、日本勸業銀行に對する地方機關となり、中小農工業の改善發達を計る爲め長期低利の不動産金融を掌ることを以て其の目的とし、公益的機關たるの意義を多分に保有する所なり。故に政府は同行業務の堅實なる發展を期し、延て地方産業助長の實を擧げしむるが爲め、農工銀行法中嚴重なる規定を設けて監督を加ふると共に、一面之に各種の特典を與へ、債券の發行を許容して長期貸出資金の蒐集に便ぜしむる等、其の發展に對する保護を與ふることと爲せしが、如何なる事業と雖も其の創始に當りては良果を期し得ざる事情なきにあらず、就中農工銀行は法律に依りて營業區域を限定せられ、株主資格に制限ある等の實狀に鑑み、政府は特に同銀行に對しては其の創立を助長すると共に、創業後一定年間は營業に對しても相當の保護を加ふるの要切實なるものありと爲し、農工銀行法の公布と同時に、明治二十九年四月法律第八十四號を以て農工銀行補助法を制定して、上記の保護助長を與ふることとせり。同法の全文左の如し。

農工銀行補助法（明治二十九年四月十九日法律第八十四號）

第一條　農工銀行法ニ依リ設立スル農工銀行ノ營業ヲ補助スル爲政府ハ豫算ニ定ムル所ニ從ヒ其ノ營業區域ヲ管轄スル府縣（沖縄縣ヲ除ク）ニ其ノ株式引受資金ヲ交付ス

前項ノ交付金額ハ該府縣ノ宅地鑛泉地池沼ヲ除キ有租地段別百町ニ付七十圓以内トス但シ如何ナル場合ニ於テモ一府縣ニ交付スル總額三十萬圓ヲ超過シ又ハ農工銀行拂込資本金ノ三分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第二條　北海道及沖縄縣ニ設立スル農工銀行ノ營業ヲ補助スル爲其ノ創立初季ヨリ十箇年ヲ限リ政府ハ豫算ニ定ムル所ニ從ヒ北海道ノ農工銀行ニ二萬五千圓以内沖縄縣ノ農工銀行ニ五千圓以内ヲ毎年交付ス但シ農工銀行ノ拂込資本金額ニ對シ一箇年百分ノ五ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ス

第三條　府縣ハ第一條ノ交付金ヲ農工銀行ノ株式引受ニ供スルノ外他ニ使用スルコトヲ得ス

第四條　此ノ法律ニ依リ府縣ノ引受ケタル株式ニ對シテハ農工銀行ハ其ノ創立初季ヨリ五箇年間ハ利益配當ヲ爲スコトヲ要セス

前項ノ期限經過後仍五箇年間ハ農工銀行ハ前項府縣引受ノ株式ニ對スル配當金ヲ悉皆準備金ニ繰入ルヘシ

第五條　農工銀行ハ前條ノ期限ヲ經過シタル後ハ此ノ法律ニ依リ府縣ノ引受ケタル株式ニ對シ他ノ株式ト同一ノ利益配當ヲ爲スヘシ

前項ノ配當金ハ府縣ノ收入ニ繰入ルルモノトス

第六條　府縣ハ此ノ法律ニ依リ其ノ引受ケタル農工銀行ノ株式ヲ離權スルコトヲ得ス但シ第七條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條　農工銀行創立初季ヨリ十箇年經過ノ後府縣知事ハ府縣會ノ議決ヲ經内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ得テ此ノ法律ニ依リ引受ケタル農工銀行ノ株式ヲ市町村ニ交付スルコトヲ得

市町村ハ前項ニ依リ交付セラレタル農工銀行ノ株式ヲ基本財産ト爲スヘシ

即ち政府は農工銀行の株式引受資金として府縣に對して一定額の交付金を爲すものにして、其の

金額は一行に付三十萬圓以内、拂込資本金額の三分の一を超過し得ざるものとし、實際の交付額は當該各府縣の宅地・鑛泉地・池沼を除き有租地段別百町に付七十圓以内と限定せり。而して各府縣が此の交付金を農工銀行の株式引受以外の目的に使用することを禁じ、此の交付金に依りて府縣の引受けたる株式に對しては、創立より五箇年間は利益配當を爲すを要せず、其の後五箇年間は之に對する配當金を悉皆準備金に繰入れしむることと爲し、以て農工銀行の基礎の安固を期し、然る後此等の株式に對しても亦他の株式と同樣の利益配當を爲さしめ、其の配當金は府縣の收入として地方議會の議決を經て自由の使途に供することを許せり。而して上記府縣の引受けたる株式は、少くとも農工銀行補助期間たる十箇年間は之が離權を禁止し、以て府縣及農工銀行の利害關係を緊密ならしめ、府縣の監督權を十分可能ならしむると共に、農工銀行の既得の權益を失はざらしめ、且つ補助年限經過後と雖も府縣は此の農工銀行株式を他に讓渡するを得ざらしめ、只補助法第七條の規定に從ひ市町村に交付し、市町村に於て其の基本財產と爲すことのみを許容したり。然りと雖も北海道及沖繩縣に在りては未だ府縣制の施行を見ざるを以て、特に同法第二條に於て此等の地に設置せらるべき農工銀行に對する補助規定を設け、北海道の農工銀行に二萬五千圓以内、沖繩縣の農工銀行に五千圓以内を年々交付し補助年限を十箇年と定め、拂込資本金額に對し一箇年百分の五の割合を超過すべからずとの規定を設けたり。

斯くして政府は、農工銀行の設立竝に其の營業に對して多大の保護特典を與へ、農工銀行は全國各府縣に設立せられたりと雖も、爾後に於ける其の實績は未だ以て獨立の營業を爲すに十分なりと言ふべからざるものあり、補助期限の切迫と共に遂に之が延長を請願するものあるに至れり。政府も亦農工銀行の如く不動產に對する長期金融を掌るものにありては、短期間に其の成果を收むることを能はざるは勿論、營業區域其の他の制限を受くるが故に、債券發行の特典も未だ以て十分の效果を奏し得ざることを認めて、補助年限の延長も亦已むを得ずと爲し、明治三十三年三月法律第四十一號を以て農工銀行補助法中を改正し、同法第四條の府縣引受株に對する無配當期間を十箇年に改め、之に伴ひて第七條の十箇年をも十五箇年と爲し、更に第二條所定の北海道及沖繩縣に設立する農工銀行に對する補助年限をも亦十箇年を十五箇年に延長したり。右改正法律の全文左の如し。

法律第四十一號（明治三十三年三月十日）

農工銀行補助法中左ノ通改正ス

第二條中「十箇年」ヲ「十五箇年」ニ改ム

第四條第一項中「五箇年」ヲ「十箇年」ニ改ム

第七條第一項中「十箇年」ヲ「十五箇年」ニ改ム

然るに其の後農工銀行に在りては、農工債券の發行困難にして貸出資金の缺乏を慂へ、延て營業利益の減少を來すに至りしかば、各地農工銀行に於ては再び政府補助年限の切迫するに伴ひ、更に補助年限の延長方を要望するもの甚だ多く、全國農工銀行大會に於ても亦屢之に關する論議を見るに至れり。政府も亦農工銀行の補助を繼續するの必要を認め、第二十二回帝國議會に際し再び農工銀行補助法中改正法律案を提出したるが、其の改正の要點は前記明治三十三年に於ける改正と同樣、同法第二條第四條及第七條の所定年數を各五箇年延長せんとするものにして、右は議會の協贊を經て明治三十九年四月法律第二十八號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十八號（明治三十九年四月七日）

農工銀行補助法中左ノ通改正ス

第二條中「十五箇年」ヲ「二十箇年」ニ改ム

第四條第一項中「十箇年」ヲ「十五箇年」ニ改ム

第七條第一項中「十五箇年」ヲ「二十箇年」ニ改ム

沖縄縣の農工銀行に對しては、從來農工銀行補助法第二條の規定に依りて之が補助を與へしものなるも、明治四十二年沖縄縣に府縣制の施行せらるるに及び、之に對しても一般府縣と同樣、農工銀行株式引受資金を交付するの必要を生ぜしかば、政府は明治四十四年第二十七回帝國議會に際し、沖縄縣農工銀行補助に關する法律案を提出し、兩院の協贊を經て同年三月二十五日法律第三十六號を以て左の如く公布したり。

法律第三十六號（明治四十四年三月二十六日）

第一條　政府ハ沖縄縣ニ對シ明治四十四年度ニ於テ十萬圓ヲ限度トシ沖縄縣農工銀行株式引受資金ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ交付金ヲ以テ沖縄縣カ農工銀行ノ株式ヲ引受ケタルトキハ農工銀行補助法ニ依ル補助金ハ之ヲ交付セス

第二條　前條ノ交付金ニ關シテハ農工銀行補助法第三條以下ノ規定ヲ準用ス

即ち本法制定の結果從來年額五千圓以内を二期に分ちて補助金を與へられたる沖縄縣農工銀行は、明治四十四年度に於て十萬圓を限度として沖縄縣より株式の引受を得ることとなり、政府は同年七月一日右株式引受資金として十萬圓を同縣に交付したり。而して此の交付金に依る同縣の引受株式に關しては、他府縣農工銀行株式に於けると同じく、無配當據置年限、株式離權等に就きての制限を受くる等、總て農工銀行補助法第三條以下の規定を準用せらるるものとす。

以上に述べし所の如く、政府の農工銀行に對する庇護は極めて重篤なるものありしが、而も同銀行の營業は必ずしも著しき發展を示すに至らず、試に明治三十三年末の業績と同四十三年末の業績とを對比するに、左表の如く其の進展の極めて遲々たるものありたり。

種別	明治三十三年末	明治四十三年末
拂込濟資本金	二二、九二三千円	三〇、六一九千円
利益金	（三十四年上半期）一、二四三	（四十三年下半期）二、七二八
農工債券現在高	六三〇	一一、六九七
貸付金	一九、二〇〇	五一、五五一

右は即ち設立以後十箇年間に於ける全國農工銀行發展の跡を示すものなるが、而も他面此の間に於ける本邦經濟界の飛躍的發展を考ふるときは、當時農工銀行一般の營業困難延て貸付金利の高率なりしは、蓋し之を想像するに難からざるなり。されば同銀行に對する前記再度の補助延長年限の切迫するや、全國農工銀行は茲に三度び補助年限の延長を要望し、遂に明治四十四年二月の全國農工銀行大會は本件に關して左の議案を可決し、實行委員を擧げて政府に對し之が實現運動を起すに至れり。

農工銀行法改正ノ趣旨ニ基キ地方ノ金融ヲ圓滑ニシ、中央ト地方トニ於ケル金利ノ平準ヲ計ラントスルニハ貸付利率ヲナルベク低減シ、向後十箇年間ニ利息最高歩合ヲ七朱トナスヲ要ス。又農工銀行補助法ニ依ル補助年限ヲ更ニ十箇年間延長シ、以テ貸付利息ヲ補給セラレンコトヲ希望ス。

而して右決議の理由書として同大會の議決したるものを掲ぐれば左の如し。

方今我國經濟界ノ趨勢ヲ案ズルニ、國家ノ財政々策其ノ宜シキヲ得タルト、國民上下力ヲ協セテ國力ノ充實産業ノ振興ニ努メタルトニ因リ、金融ハ順潮ニ復シ産業ハ發達ノ氣運ニ向フニ至リタルハ、國家ノ爲メニ眞ニ慶賀ニ堪ヘザル所ナリ。殊ニ國債ノ償還ハ産業資金ヲ潤澤ナラシメ、其ノ借替ハ一般金利ノ低落ヲ誘致シ、産業ノ發達ニ至大ノ好影響ヲ及ボシタルヤ毫モ疑ヲ容レズト雖モ獨リ憾ムラクハ其ノ餘惠未ダ普ク地方農工業者ニ及バズ、農工資金ハ依然トシテ猶缺乏ヲ感ジ、殊ニ地方ニ於ケル金利ノ高率ナル、都市ノ二倍乃至三倍ヲ下ラザルノ狀況ニアリ。之ヲ以テ之ガ供給ヲ潤澤ナラシメ、且ツ其ノ利率ヲ低減スルハ實ニ目下ノ最大急務ナリト信ズ。然リ而シテ此急務ニ應ジ克ク其ノ實效ヲ擧グルト否トハ、一ニ日本勸業銀行及我各府縣農工銀行ノ責任タラズンバアラズ。殊ニ各府縣農工銀行ハ地方ニ於ケル農工業者ノ必要ノ資金ヲ融通センガ爲メニ、拂込資本金ノ五倍ヲ限リ農工債券發行ノ特權ヲ附與セラレ、又其設立ノ初ニ當リ政府ハ補助金ヲ府縣ニ交付シテ農工銀行株式ノ一部ヲ引受ケシメ、且ツ之ニ對シテハ五箇年間利益ノ配當ヲ爲スヲ要セザルコトトセラレタルノミナラズ、其設立後經濟界ノ狀況ハ農工資金ノ吸收ヲ困難ナラシメ、僅ニ四五行ヲ除クノ外農工債券發行ノ特權ヲ利用スル能ハザリシヲ以テ、前ニ補助年限ノ延長ヲ請フヤ政府ハ又之ヲ聽許セラレ、農工銀行ハ府縣ノ引受株ニ對シ設立後十五年間利益配當ヲ爲サザルコトヲ得ルニ至リタルヲ以テ、銀行ハ幸ニ基礎ヲ强固ニシ、農工資金供給ノ事業モ亦漸ク緒ニ就カントスルニ至レリ。故ニ農工銀行ハ此ノ國家ノ殊遇ニ對シ職責ヲ全ウセンガ爲メニ、此ノ際貸付利率低減ノ策ヲ立テタリト雖モ、銀行ノ資力ノミニテハ能クナシ得ル所ニアラズ。殊ニ之ガ實行ヲ困難ナラシムル問題ノ又目前ニ迫レルアリ。他ナシ、農工銀行補助法第四條第一項ノ補助年限滿了卽チ是ナリ。顧テ我農工銀行最近ノ營業狀態ヲ顧ミルニ、今ヤ漸ク發展ノ機運ニ向ヒタリト雖モ、猶未ダ俄ニ從來ノ補助ヲ失フモ貸付利率ヲ低減シ得ルニハ至ラザルナリ。同行ノ利益ハ全國共ニ營業最モ好況ヲ呈シタル昨年上半期ニ於テモ、四十六行ノ平均配當率ハ八分四厘ニテ、若シ府縣引受ノ株式ニ對スル配當金ヲ積立テ若クハ配當スルモノトスルトキハ、僅ニ平均六分一厘ニ過ギズ。是レ同期ノ年賦償還貸付最高利率個人一割五厘乃至八分平均八分六厘、公共團體、耕地整理、産業組合最高一割乃至八分平均八分强、定期償還貸付最高利率個人一割二分五厘乃至八分三厘平均八分八厘、公共團體其他ニハ一割一分五厘乃至八分平均八分二厘弱ヲ以テ貸付ケタル時ニ於テ、見ルヲ得タル農工銀行利益ノ平均配當率ニシテ、而モ尙平均以下ノモノ寧ロ多數ヲ占ムルノ狀況ナリトス。故ニ若シ今俄ニ其ノ貸付利率ヲ低減シ、府縣引受ノ株式ニ對スル配當金ヲ積立テザルベカラザルニ至ラバ、株主ノ配當ハ遙ニ此ノ以下ニ下ルベキハ甚ダ明ナリ。故ニ貸付利率ノ低減ヲ實行セント欲セバ、農工銀行補助法第四條第一項ノ補助年限ヲ更ニ十年間延長ヲ請フノ外途ナキニ至レリ。今回敢テ之ヲ懇請スルノ止ムベカラザル所以ハ實ニ斯ノ如シ。幸ニ補助年限ヲ延長セラルルヲ得バ、金融界ノ狀況ニ劇變ナキ限リ、明治五十年マデニ平均貸付最高利率ヲ七朱トシ、猶其ノ實際ニ於テハ大ニ遞減センコトヲ期ス。之レ我國經濟界ノ現狀ニ鑑ミ、當ニ農工銀行ノ採ラザルベカラザル最大必要ノ急務ナリト信ズルヲ以テナリ。希クハ敍上ノ趣旨ヲ諒セラレ、農工銀行補助年限延長ノ目的タルヤ、第三者ノ農工業者ヲシテ高利ノ舊債ヲ整理セシメ、其ノ負債ヲ輕減スルト同時ニ、低利ノ農工資金ヲ供給シ、以テ地方産業ノ發展ヲ圖ラントスルニ外ナラザルヲ認メラレンコトヲ。

然れども右補助年限延長の件に就きては、遂に政府の承認を得ずして終れり。

其の後大正十年農工銀行と勸業銀行の合併に關する法律の制定に伴ひ、政府は農工銀行補助法中改正の必要を認め、之に關する法律案を第四十四回帝國議會に提出し、貴衆兩院の協贊を經て同年四月二十二日左の如く政正法律の公布を見たり。

法律第八十三號（大正十年四月二十二日）

農工銀行補助法中左ノ通改正ス

第八條　前二條ノ規定ハ日本勸業銀行及農工銀行ノ合併ニ因リ府縣カ此ノ法律ニ依リ引受ケタル農工銀行ノ株式ニ對シ交付ヲ受ケタル日本勸業銀行ノ株式ニ付之ヲ準用ス

前項ノ合併ノ場合ニ於テ生シタル端數株ノ代金ハ之ヲ府縣ノ基本財産ニ繰入ルヘシ

蓋し補助法第六條は府縣に命ずるに、本法律に依り引受けたる農工銀行の株式を離權し得ざることを以てし、而して第七條に於て農工銀行創立初期より二十箇年を經過の後、府縣會の議決を經、内務大藏兩大臣の認可を得たるときは、其の引受けたる株式を市町村に交付し、其の基本財産に繰入れしむることを得との除外例を設けたり。然るに勸農兩銀行合併の結果、府縣は其の被合併農工銀行の株式に代ふるに勸業銀行株式を所有することとなりしを以て、茲に法律を政正し、卽ち右に述べし第六、第七兩條の規定を勸業銀行株式に就き準用するに至りしものとす。

尙ほ農工銀行補助法に依り各府縣に交付せられたる金額は、前に之を表示したるを以て茲には之を省略す。

第二目　監　理

既に述べたる如く農工銀行は普通銀行に比して著しく其の性質を異にし、多分に公益的使命を有するものなるを以て、政府は之に與ふるに諸種の特典を以てすると同時に、他面農工銀行法中特に一章を設けて之が監督に關する規定を定め、其の他農工銀行規程、農工銀行監理官處務規程を設け、又必要に應じ時々大藏大臣、内務大臣等より通牒を發して嚴重なる監理を加へ、以て特典の濫用を防止し併せて地方產業者の利益保護を計れり。今農工銀行の監督に關する農工銀行法中の規定を再掲すれば左の如し。

農工銀行法第五章

第三十五條　大藏大臣ハ農工銀行ノ業務ヲ監督ス

第三十六條　農工銀行ノ定款ハ大藏大臣ノ認可ヲ要ス之ヲ變更セムトスルトキモ亦同シ

第三十七條　農工銀行ニ於テ支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ又大藏大臣ニ於テ支店若ハ代理店ヲ要用ナリトスルトキハ農工銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ

第三十八條　農工銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ經ルニ非サレハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲スコトヲ得ス

第三十九條　大藏大臣ハ農工銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戻シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第四十條　農工銀行ハ大藏大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第四十一條　大藏大臣ハ必要ナリト認ムルトキハ農工銀行ノ貸付割引ノ金額及方法ヲ制限スルコトヲ得

第四十二條　農工銀行貸付金ノ利子ノ最高步合ハ毎營業年度ノ初ニ於テ大藏大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムヘシ其ノ營業年度内ニ於テ變更セントスルトキモ亦同シ

第四十三條　政府ハ特ニ北海道廳府縣高等官中ヨリ農工銀行監理官ヲ命シ大藏大臣ノ指揮ヲ受ケテ農工銀行ノ業務ヲ監視セシム

第四十四條　農工銀行監理官ハ何時ニテモ農工銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スルコトヲ得

農工銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ農工銀行ニ命シテ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

農工銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

右第四十三條の農工銀行監理官に關しては、明治三十年十月以來農工銀行の漸次各府縣に設立せられんとするに及び、其の設立と共に監理官を任命するの必要あるを以て、適任者選定の爲め豫め大

藏省監督局長より各府縣知事に其の内報を依頼し、尋いで農工銀行の設立成るに從て大藏大臣は各地方高等官中より監理官を任命せしが、他方右監理官の處務の準則を設くる爲め明治三十年十二月を以て監理官處務規程を制定したり。其の全文左の如し。

農工銀行監理官處務規程

第一條　農工銀行監理官ハ毎週一回以上農工銀行本店ニ臨監シ同銀行諸般ノ業務ヲ監査シ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スヘシ

前項檢査ノ景況ハ毎月取纏メ翌月十日マテニ其要領ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ但シ至急ヲ要シ又ハ變狀アリタル場合ハ此ノ限ニアラス

第二條　農工銀行監理官ハ必要ト認ムルトキハ農工銀行ノ各支店又ハ代理店ヲ巡回臨檢スヘシ

前項臨檢ヲ了リタルトキハ五日以内ニ其實況ヲ大藏大臣ニ報告スヘシ

第三條　農工銀行監理官ハ農工銀行ノ營業上法律命令定款ニ背戻シ又ハ公益ヲ害シ若クハ害セントスル事件アリト認ムルトキハ速ニ大藏大臣ニ具申シテ其指揮ヲ請フヘシ

第四條　農工銀行監理官ハ農工銀行將來ノ方針又ハ業務ノ改善ヲ要シ又ハ内規其他ノ諸規定ニ改正ヲ要スルモノアリト認ムルトキハ其意見ヲ大藏大臣ニ具申スヘシ

第五條　農工銀行監理官ハ監視上必要ナリト認メ農工銀行營業上諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出サシムルトキハ必ス主任重役ヲシテ署名捺印セシムヘシ

第六條　農工銀行監理官ハ株主總會ニ出席シ又必要ト認ムルトキハ取締役會ニ出席スヘシ此ノ場合ニ於テハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第七條　農工銀行監理官ハ農工債券ノ抽籤執行ニ立會フヘシ

第八條　農工銀行監理官ハ農工銀行ヨリ大藏大臣ニ差出ス一切ノ書類ヲ檢閲シ意見アルトキハ其旨ヲ副申スヘシ

第九條　農工銀行監理官ハ左ノ雛形ニ依リテ官印ヲ彫刻シ農工銀行ヨリ大藏大臣ニ差出ス處ノ願伺屆及諸計算報告ノ檢閲上其他監理官ノ事務取扱上一切ノ書類ニ使用スルモノトス

官印ノ印鑑一葉ヲ大藏大臣ニ差出シ一葉ヲ農工銀行ニ交付スヘシ之ヲ改刻スルトキ亦同シ

（雛形省略）

第十條　農工銀行監理官ハ處務上ニ必要ナル帳簿ヲ備ヘ諸計算其他必要ノ事項ヲ記載スヘシ

然るに右監理官處務規程中には監理官更迭の場合に於ける事務引繼の規定なきを以て、後任者に於て事務取扱上往々差支を生ずることありしかば、明治三十四年三月十五日左の一條を追加し、各監理官に通達したり。

第十一條　農工銀行監理官ハ更迭ノ場合ニハ第九條ノ官印及前條ノ帳簿其他書類等取扱事務ヲ後任者ニ引繼クヘシ

右規程は爾後大正末年に至る迄何等の改正なく、監理官は該規程に遵ひて其の事務を處理し來れり。尚監理官の大藏大臣に對する報告は當初は其の精粗區々にして統一なく、銀行監理の實を擧ぐること能はざるの虞ありしを以て、大藏大臣は夙に明治三十一年八月監理官の報告事項を示して之を監理官に通達し、以て監理の公明を期したり。

第三款　農工銀行の營業

農工銀行の營業に就ては、農工銀行法第二章に規定せる所にして、而も其の營業の内容及範圍は、前述の如く幾度か改正せられたるが、今大正末年の現行法に就て之を見るに大要左の如し。

(一)三十箇年以内に於て、年賦償還の方法に依り不動産を抵當とする貸付を爲すこと。

(二)年賦償還貸付金總高の五分の一に相當する金額を限り、不動産を抵當として五箇年以内の定期償還貸付を爲すこと。

(三)市町村又は法律を以て組織する公共團體に對し、無抵當にて前二項の貸付を爲すこと。

(四)二十人以上の農業者又は工業者申合せ、連帶責任を以て借用を申出でたるときは、其の信用の確實なるものに限り、五箇年以内に於て定期償還の方法に依り無抵當貸付を爲すこと。

(五)定期預り金を爲し、又は金銀有價證券の保護預りを爲すこと。

(六)營業上の餘裕金あるときは、一時各種の國債證券・地方債證券及勸業債券を買入れ、又は他の銀行に預ヶ金を爲すこと。

(七)府縣公共團體の金庫事務を取扱ふこと。

(八)日本勸業銀行の代理店となること。

以上八項の外、農工銀行は他の業務を營むことを得ず、而して此等の諸業務中第一項乃至第四項の貸付業務が最も重要なることは、茲に改めて說明する迄もなき所なり。其の貸付金の年末現在高は明治三十三年に於て早くも千九百二十萬圓以上に達し、以後累增して明治四十年には三千四百四十餘萬圓、大正元年には一億七百二十萬圓となり、更に大正五年に至るや一億六千二百十六餘萬圓、大正十年には三億三千八百六十一萬餘圓といふ驚くべき增加を示し、斯くて大正十五年に至るや實に五億三千百七十四萬圓の巨額を示せり。而して貸付業務に就ては別に節を改めて詳述することと爲し、他の附隨的諸業務に就てのみ茲に聊か概說する所あらんと欲す。

第一　預り金

既述の如く農工銀行に於ては年賦償還貸付を爲すの外、定期償還貸付をも行ふを以て、農工銀行法は之に對し預り金を爲すことを認めたり。然りと雖、同銀行は本來不動產に對する長期融通を目的とせるものなるを以て、同法第二十二條に於ては、預り金は之を定期預り金に限ることとせり。蓋し定期預り金に限り之を許容することとせば、同銀行本來の性質に鑑みて營業上の危險を伴ふことなきのみならず、最も奬勵せらるべき農工業者の貯蓄を助長し、且地方一般の預金者にも便益を與へ得べきを以てなり。唯同銀行の資金運用が主として長期貸出にある以上、預り金の運用は嚴重監督を加ふるの要あるを以て、同銀行法に於ては種々之が制限規定を設けたり。右定期預り金は既に明治三十一年以來引續き取扱はれ、其の額又累年增加して明治四十二年には一年總預り高四千四十九萬八千餘圓、年末現在高千二百十四萬一千餘圓を算するに至れり。然るに翌明治四十三年に至り、當時著しき發展を遂げたる產業組合と勸業農工兩銀行との關係を愈緊密にし、俱に地方產業の發展を計らしむるの必要を認めしを以て、各組合の餘裕金は之を兩銀行に預け入れしめ、銀行を通じて有無相通ぜしめんとするの趣旨に依り、政府は第二十六回帝國議會に對し日本勸業銀行法中改正法律案と共に、農工銀行法中改正法律案を提出し、既述の如く同年四月法律第三十六號を以て改正法律の公布を見たる結果、農工銀行は爾後定期預金に限らず各種預金の取扱を爲し得ることとなり、同時に預金運用上の制限も亦改正せられたり。然りと雖も預金業務を以て、一般銀行と競爭の地位に立つが如きは努めて之を避けざるべからず。從て定期預金以外の預り金總額は、拂込資本金額を超過することを得ざることと爲し、其の後大正九年七月に至り、右の制限を定期預り金及同法第二十四條第二項

に依り取扱ひたる金錢にして、運用を許されたる公金預り金以外の預り金總額が、拂込資本金額を超過せざることに改められたり。尚ほ其の運用に就ても、有價證券の買入及預ヶ金の外、手形割引短期貸付及當座貸越等に限られ、而して買入有價證券の種類は、國債及手形割引を爲すに當り之が擔保として徵し得べき有價證券に限るものにして、又預ヶ金に在りては、大藏省預金部及大藏大臣の認可を受けたる銀行以外の銀行に預け入ることを許さざるものとし、兩者共に預り金に對する支拂準備金たるの性質を有するものなり。更に買入有價證券及預ヶ金の合計額は、常に預り金の四分の一以上たることを要するものとす。今明治三十一年以降大正十五年末に至る此等預り金の概況を表示せん、に左の如し。

（一）農工銀行預り金累年表（總括）

年次	上半期 總預高	上半期 殘高	下半期 總預高	下半期 殘高	一年總預高
明治三一年	二六五、八三三円	一六五、七九八円	八六二、六五一円	三〇〇、四五九円	九六二、六八六円
同　三二年	八四三、〇九二	四〇五、一四一	二、二〇九、三四六	一、三二三、八一五	二、六四七、二九六
同　三三年	四、三五二、三三六	一、四四〇、〇六〇	六、六四三、四二一	二、一四七、〇五八	九、五五五、六八七
同　三四年	七、九六九、六九八	三、二八五、四三五	九、一四一、〇八八	三、四二一、一三七	一三、八五五、三五一
同　三五年	一〇、九七七、七三五	三、五六六、七六一	一〇、八七四、九二五	四、〇二四、七八〇	一八、一七五、八九九
同　三六年	一三、八〇八、六五三	四、五〇九、〇六一	一四、一八八、三七九	四、七八〇、一三〇	二二、四八七、九七七
同　三七年	一四、七一一、九七三	四、九三三、〇一四	一三、五二六、七三五	五、五〇二、七二一	二三、三六五、六八四
同　三八年	一五、五三〇、九三三	六、〇二四、七一一	一四、七四六、一七二	五、九七六、四一九	二二、二五二、三九四
同　三九年	二三、三四四、一〇六	六、八一八、九三三	一四、六七五、四四〇	六、九六七、〇五四	三二、一〇〇、六一三
同　四〇年	一八、〇四二、〇〇一	七、八七九、三五五	一八、一一一、四三三	八、二一九、六四九	二八、二七四、〇七〇
同　四一年	一九、八九七、八八九	八、四四五、六八八	二一、一一一、三八八	八、六五六、六四二	三三、五六三、四八九
同　四二年	二四、七五六、二五三	一〇、四八一、〇五三	二六、二三三、八七七	一二、一四一、九五五	三九、三七三、四七四
同　四三年	三三、五一八、八九九	一五、二九七、四四七	四二、四八四、一〇一	一八、〇〇四、一五五	四〇、〇〇〇、〇〇〇
同　四四年	五三、五八二、六八〇	二一、九〇一、七七七	五四、六四二、〇四九	二三、〇五〇、五二〇	三八、二一一、四三〇
大正元年	六〇、五五一、一三八	二五、八八三、五五一	六二、五三二、五九七	二四、五四八、四〇九	三七、〇〇五、八二一
同　二年	六四四、六四九、三八三	二七、三六〇、三三六	六六、三八八、四五二	二七、四五二、一九一	三三、四九五、七三三
同　三年	六八、一三九、一一一	三〇、四一〇、一二七	七六、八二四、五二四	三三、四九五、七三三	三八、一一一、九五七
同　四年	七九、二二二、四七七	三五、二四五、四一三	八四、一一一、九五七	三八、一一一、九五七	四六、三六〇、三三三
同　五年	九〇、九四〇、〇〇七五	四一、九八三、四〇八	九五、九八九、五九一	四六、三六〇、三三三	五〇、〇三一、四三六
同　六年	一〇二、九六八、八六七	五〇、〇三一、四三六	一〇八、九二四、九六四	五〇、〇三一、四三六	六〇、〇八〇、三二九
同　七年	一二六、一九七、九八八	六〇、〇八〇、三二九	一五八、七七八、七七〇	六〇、〇八〇、三二九	七五、八五一、四五三
同　八年	一六五、一六〇七、七二六	七五、八五一、四五三	二〇〇、九五一、三一九	七五、八五一、四五三	一〇五、八一二、五六一
同　九年	二六五、九三一、六〇九	一〇五、八一二、五六一	二八五、八一四、五六九	一〇五、八一二、五六一	一二六、七九九、〇三九
同　一〇年	三三〇、八一七、三七八	一二六、〇九一、六七〇	三三四、八四八、四八六	一二六、〇九一、六七〇	一三七、〇九一、六七〇
同　一一年	三五一、一六二、四〇〇	一二九、六二〇、四七八	三七七、五三五、六八八	一二九、六二〇、四七八	一二九、六二〇、四七八
同　一二年	三八二、八四一、七七四	一三八、七八七、一二〇	四三四、五一七、六八〇	一三八、七八七、一二〇	一三八、七八七、一二〇
同　一三年	四五〇、一二六、九二八	一四三、七六六、九四〇	四六四、一二四、八四五	一四三、七六六、九四〇	一四七、一四二、六六八
同　一四年	四六九、一七〇、七六九	一四七、一四二、〇五二、七六〇	四六六、三八三、四八九	一四七、一四二、〇五二、七六〇	一四七、一四二、六六八
昭和元年	四四〇、六六六、三三〇	一四七、一四二、六六八	四六六、三八三、四八九	一四七、一四二、〇五二、七六〇	一四七、一四二、六六八

（備考）總預高中には前期繰越高を含む。以下の諸表皆同じ。

（二）農工銀行預り金累年表（內譯）

年	摘要	預高	殘高	摘要	預高	殘高
明治三一年		上半期			下半期	
同三二年	八百五拾万円	三百五拾万円	四百五拾万円	八百五拾万円	三百五拾万円	四百五拾万円
同三三年	八百五拾万円	三百五拾万円	四百五拾万円	八百五拾万円	三百五拾万円	四百五拾万円
同三四年	七百五拾万円	三百五拾万円	四百五拾万円	七百五拾万円	三百五拾万円	四百五拾万円
同三五年	一千万円	四百五拾万円	五百五拾万円	一千万円	四百五拾万円	五百五拾万円
同三六年	一千万円	四百五拾万円	五百五拾万円	一千万円	四百五拾万円	五百五拾万円
同三七年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円
同三八年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円
同三九年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円
同四〇年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円
同四一年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円
同四二年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円
同四三年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円
大正元年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円
同二年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円
同三年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円
同四年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円
同五年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円
同六年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円
同七年	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円	一千二百万円	五百五拾万円	六百五拾万円

（ロ）定期預金

年	摘要	預高	殘高	摘要	預高	殘高
明治四四年		上半期			下半期	
同四五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
大正元年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同六年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同七年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同八年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同九年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一〇年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一一年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一二年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一三年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一四年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一六年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一七年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一八年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一九年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二〇年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二一年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二二年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二三年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二四年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二六年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二七年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二八年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二九年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三〇年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三一年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三二年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三三年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三四年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三六年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三七年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三八年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三九年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四〇年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四一年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四二年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四三年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四四年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
大正元年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同六年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同七年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
一年總預高		三千万円			三千万円	

（イ）公金預金

年	摘要	預高	殘高	摘要	預高	殘高
明治四四年		上半期			下半期	
同四五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
大正元年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同六年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同七年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同八年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同九年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一〇年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一一年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一二年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一三年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一四年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一六年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一七年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一八年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同一九年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二〇年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二一年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二二年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二三年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二四年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二六年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二七年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二八年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二九年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三〇年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三一年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三二年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三三年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三四年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三六年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三七年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三八年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三九年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四〇年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四一年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四二年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四三年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四四年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
大正元年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同二年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同三年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同四年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同五年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同六年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
同七年	一千万円	一千万円		一千万円	一千万円	
一年總預高		三千万円			三千万円	

年	上半期 總預高	上半期 殘高	下半期 總預高	下半期 殘高	一年總預高
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一〇年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同九年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同八年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同七年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同六年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同五年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同四年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同三年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同二年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
大正元年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同四年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同三年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
明治四四年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円

（二）特別小口當座預金

年	上半期 總預高	上半期 殘高	下半期 總預高	下半期 殘高	一年總預高
昭和一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円

（八）當座預金

年	上半期 總預高	上半期 殘高	下半期 總預高	下半期 殘高	一年總預高
同一一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一〇年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同九年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同八年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同七年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同六年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同五年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同四年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同三年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同二年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同一年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
大正元年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同四年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
同三年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円
明治四四年	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円	二億九千三百万円	三億六千六百万円

年次	上半期 総預高	上半期 残高	下半期 総預高	下半期 残高	一年総預高
明治四三年	一〇八、三五円	一〇八、三五円	二六三、九五五円	一三四、六六六円	二六三、九五五円
同　四四年	一、五七四、四四六	三六八、五九七	五九七、〇四四	七〇、一四四	一、五四四、九三三
大正元年	二三〇、八四七	二〇、四九七	一九七、六六六	一八、九三二	四三〇、〇一六
同　二年	五三〇、七三六	二一、四九七	一四三、二八二	三一、五三二	六四一、五五九
同　三年	四三一、三九七	二六八、五七二	四九一、一九四	三三、九〇一	六七、〇一九
同　四年	二一〇、〇五五	三五、九三七	一七、六九七	一七、六九七	二四三、八二二
同　五年	六三〇、五〇六	一七、四〇〇	一、〇一七、九〇三	四〇一、六六三	一、四三九、九二九
同　六年	一、四四一、〇八一	一四二、〇〇五	一、一六六、九二一	三六八、八八九	二、四六七、〇六六
同　七年	一、三一八、一〇六	三五九、四一二	二、六〇一、六六一	一、三六三、八六七	四、〇三一、六五五
同　八年	六、九六六、八六六	二、六三〇、三五〇	一、六三〇、九三二	四、五七一、八二〇	二〇、六二九、四六六
同　九年	三五、四九四、七三五	二、一〇一、四八〇	三、一四六、八〇四	六、四三五、一七八	四三、八三四、一一七
同　一〇年	三、一三四、三六八	六、七九、〇六三	四、一八六、三〇一	七、一八八、〇〇六	六、三九、二〇六
同　一一年	三、一三〇、六六七	六、一三三、三九五	三八、〇六一、九六六	四八、八三一、一五六	六五、一八〇、一七七
同　一二年	一四、八九、六六九	九九、八五五	一〇、〇七、三三一	一、七六、六六一	二三、一一九、一三六
同　一三年	一三、一三四、六六七	七、一七四、四四四	一七、〇六、六六六	六、四四、一一七	四〇、六〇、四四一

（未）其の他の預金

年次	上半期 総預高	上半期 残高	下半期 総預高	下半期 残高	一年総預高
明治四三年	一〇八、三五円	一〇八、三五円	二六三、九五五円	一三四、六六六円	二六三、九五五円
同　四四年	一、五七四、四四六	三六八、五九七	五九七、〇四四	七〇、一四四	一、五四四、九三三
大正元年	二三〇、八四七	二〇、四九七	一九七、六六六	一八、九三二	四三〇、〇一六
同　二年	五三〇、七三六	二一、四九七	一四三、二八二	三一、五三二	六四一、五五九
同　三年	四三一、三九七	二六八、五七二	四九一、一九四	三三、九〇一	六七、〇一九
同　四年	二一〇、〇五五	三五、九三七	一七、六九七	一七、六九七	二四三、八二二
同　五年	六三〇、五〇六	一七、四〇〇	一、〇一七、九〇三	四〇一、六六三	一、四三九、九二九
同　六年	一、四四一、〇八一	一四二、〇〇五	一、一六六、九二一	三六八、八八九	二、四六七、〇六六
同　七年	一、三一八、一〇六	三五九、四一二	二、六〇一、六六一	一、三六三、八六七	四、〇三一、六五五
同　八年	六、九六六、八六六	二、六三〇、三五〇	一、六三〇、九三二	四、五七一、八二〇	二〇、六二九、四六六
同　九年	三五、四九四、七三五	二、一〇一、四八〇	三、一四六、八〇四	六、四三五、一七八	四三、八三四、一一七
同　一〇年	三、一三四、三六八	六、七九、〇六三	四、一八六、三〇一	七、一八八、〇〇六	六、三九、二〇六
同　一一年	三、一三〇、六六七	六、一三三、三九五	三八、〇六一、九六六	四八、八三一、一五六	六五、一八〇、一七七
同　一二年	一四、八九、六六九	九九、八五五	一〇、〇七、三三一	一、七六、六六一	二三、一一九、一三六
同　一三年	一三、一三四、六六七	七、一七四、四四四	一七、〇六、六六六	六、四四、一一七	四〇、六〇、四四一
昭和元年	一四、九九、四四四	三、八〇五、四四七	一七、九九、六六六	五、〇四九、八二二	三、九四四、八三三
同　一四年	二五、八〇三、七七七	三、八〇五、七七一	一八、九三一、六六六	五、〇四九、八二二	四〇、八三七、二三三

第二　府縣公共團體の金庫事務

農工銀行は特に府縣との關係密接にして、之が金庫事務を農工銀行に於て取扱ふは相互間に種々の便益あるを以て、府縣は公金の取扱を農工銀行に委ねんとし、農工銀行も亦其の取扱を熱望したる結果、大藏省は明治三十一年六月三日左の條件を附して之を許容するに決したり。

一、農工銀行の取扱ふ府縣金庫の資金は、定期預り金に屬する分を除き貸付に使用せざること。

二、府縣金庫の取扱に屬する帳簿は總て本業部と判然區別すること。

三、農工銀行が府縣金庫事務の取扱を爲さんとするときは、其取扱規程を定め府縣命令書寫を添へて大藏大臣に屆出で、大藏大臣は之を審査し不都合ありと認めたるときは其の改正を求むることあるべきこと。

爾來農工銀行は概ね此の條件を遵守し府縣の金庫事務取扱に任じたりしが、尋で該事務に於けると同趣旨により市町村金庫事務の取扱をも亦許容せられたり。然るに同年十一月に至り大藏省内の府縣金庫事務取扱は將來之を停止せしむることに方針を決定し、同月二十八日大藏次官は地方長官に對し左の如き通牒を發したり。

爰ニ農工銀行ニ於テ府縣金庫事務取扱ヲ許可スルモ差支無之旨監督局長ヨリ及御通牒置候處右ハ性質上農工銀行ニ於テ取扱フヘキモノニアラス若シ農工銀行ニ於テ取扱フモノトスレハ自カラ金融上ニ圓滑ヲ缺キ、且農工銀行トシテ此等ノ事務ニ從事スルハ反テ本業ノ發達ヲ阻害スルノ虞アリ。以テ該事務取扱ハ將來制止スル方ニ省議更定候間、既ニ金庫事務取扱ヲ命セラレシモノハ漸次之カ更正ヲ爲サシメ、未タ右ノ取扱ヲ

命セサルモノハ將來之ヲ命セラレサル樣致シ度、此段特ニ及御通牒候也。

然れども府縣中には既に前記許容の方針に基きて從來普通銀行をして取扱はしめたる該事務を農工銀行に移したるものあり、又農工銀行に於ても該事務に對し既に諸般の準備を爲したるものありて、遂に既定方針を變更することは實際上困難とする事情ありしを以て、政府に於ては寧ろ法律を以て農工銀行に該事務を許可し、監督を嚴重にして弊害を防止するに如かずと言ふに決し、遂に翌三十二年三月法律第三十三號に依り農工銀行法中に改正を加へ、同法第二十四條第二項として『農工銀行ハ府縣ノ爲ニ其金錢出納ヲ爲スコトヲ得』の一項を追加したり。斯くて農工銀行の府縣公金取扱に關する問題は、法律の改正によりて解決せられしが、農工銀行は更に郡市町村等の公金取扱も亦之を希望し、同三十二年十一月の全國農工銀行大會に於ては、府縣の外郡市の公金取扱を爲し以て農工銀行の爲に十分の利益を與へられたしと望み、翌明治三十三年第十四回帝國議會に於て衆議院より右に關する農工銀行法中改正法律案を提出するに至れり。偶〻政府に於ても亦同議會に農工銀行法中改正法律案を提出せしを以て、議會は政府提出案に修正を加へて、農工銀行をして府縣の外郡市の公金をも取扱ふを得ることとし、右法律案は兩院の協贊を經て同年三月法律第四十號を以て公布せられ、茲に農工銀行は其の希望を達することを得たり。

爾來同銀行法中右に關する條項は、大正十年郡制廢止の爲め郡を削除したるの外何等の改正なく農工銀行は該業務を繼續し來りしが、右改正法律施行の當初に於ては大藏省は農工銀行營業の實狀に徵し、其の府縣金庫事務の取扱に關しては寧ろ消極的の意見を持せしものの如く、明治三十六年六月二十六日內務・大藏兩省總務長官の名を以て地方長官に對し左の通り通牒を發するに至れり。

原甲第三七六號

農工銀行法第二十四條第二項ニ依リ、府縣金庫ノ取扱ヲ委託セラレタル農工銀行ハ現ニ三十二行ノ多キニ達居候處從來是等農工銀行中或ハ行員ノ爲ニ多額ノ金員ヲ費消セラレ、或ハ代理店タル銀行ノ失敗ニ因テ其保管金ヲ失ヒ、或ハ代理店タル銀行ヨリ徵シタル擔保品ヲ竊取セラルル等意外ノ損失ヲ蒙リ、若クハ蒙ラントスルモノ既ニ六箇所ノ多キニ及ヒ、一般ニ府縣金庫ノ取扱ハ農工銀行ニ取リ甚タ危險ナル事業タルノ感ヲ抱カシムルニ至リタルハ最モ遺憾ノ儀ト存候。就テハ向後新ニ府縣金庫ノ取扱ヲ農工銀行ニ委託スルニ付テハ最モ愼重ニ御考慮相成候樣致度、將又現ニ其取扱ヲ委託セラレタルモノニ付テハ一層嚴重ニ御監督相成、再ヒ上述ノ如キ失態ヲ現出セサル樣充分御注意相成度、內務大藏兩大臣ノ命ニ依リ此段及御通牒候也。

追テ向後農工銀行ヲシテ府縣金庫ノ取扱上失態ナカラシムルコトヲ期スルニ付テハ、貴廳ニ於テ其監督ノ方法ニ關シ篤ト御考案ノ上詳細具申相成度此段申添候。

更に又同年十一月の農工銀行大會に際しても、大藏當局は該事務に對して消極論を開陳し、元來農工銀行の精神より見るときは府縣金庫事務の如きは適當なる業務と言ふを得ず、時に手數料等によりて利益を擧げ得るとするも、時に不慮の損失を蒙ることなきを保せず、農工銀行永遠の基礎を鞏固ならしむ爲め、未だ取扱を爲さざるものは將來も亦其の方針を執り、既に取扱ひつつあるものは漸々中止の方針に出づるを可とする旨を述べたり。然れども其の後に於ては必ずしも此の如き方針の行はるることもなく、農工銀行は依然として諸公金の取扱に當れるものとす。

第三　保護預り

農工銀行法第二十二條に依り、同銀行は地金銀又は有價證券の保護預りを爲すを得るものなり。蓋し該業務は農工銀行の營業に何等の危險を伴はざるのみならず、銀行に於ては多少の利益を齎ら

し得べきを以て、認許せられたる所なり。但し本業務は年々幾分の發展を示しつゝあるも、未だ多く論ずるに足らざるなり。

第四　日本勸業銀行の代理業務

農工銀行法第二十四條に依り、同銀行は日本勸業銀行の代理店たることを得るものとせられたり。蓋し日本勸業銀行の業務をして各地に普及せしめんとせば、廣く支店を設くるの外許多の代理店を設置するの要あるは勿論なるが、他面農工銀行は各府縣に存し、且其の業務相類似し、日本勸業銀行の代理店たるには最も適當なるに加へ、既に兩者の間に密接なる諸關係あるのみならず、將來益〻緊密なる聯絡を持し、倶に共に本邦不動産金融に貢獻するの要あるは言を俟たざる所なるを以て、農工銀行をして右代理店たることを許容したるものとす。

其の後明治三十三年に至り農工銀行は既述の如く其の債券發行難に關聯して、貸出資金の不足を慰へ、而も一面農工銀行貸出業務の範圍擴張せらるるありて、資金不足の勢は益〻助長せらるるに至りしが、同年三月農工銀行法の改正により、農工銀行は日本勸業銀行の貸付を代理し、日本勸業銀行に對し、債務者の爲に債務の保證を爲し得ることとなり、農工銀行資金難は茲に漸く局面打開の途を見出せり。而して右の方法に依る貸付卽ち所謂保證附貸付卽ち代理貸付は翌三十四年より開始せられ後年に至りて大いに其の眞價を發揮したることは、既に前章中に述べたる所の如し。

第一節附表

第一表　農工銀行損益勘定累年表

期次	總益金	前期繰越	總損金	配當金	準備金	賞與金	後期繰越	合計
明治三十一年（上半期）	一〇、七一〇円	？？円	三三、七九〇円	三、一五〇円	？？円	？？円	？？円	？？円
同　三十一年（下半期）	一八〇、二六九		三二、〇五一	一一、一七八	一、四三			
同　三十二年（上半期）	四二、九一〇	？	六、七七七	二八四、八七二	？？	？？	？？	？？
同　三十二年（下半期）	五六、九九三	四五、五九三	五、三四一	四二七、四九九			四五、五九三	
同　三十三年（上半期）	二、四五一	？	六七、七七七	五六四、九五五	？？	？？	？？	？？
同　三十三年（下半期）	一、五九一	？	三、三四一	七一七、七九九			四五、五九三	
同　三十四年（上半期）	一、六四七、四五一	五四、二二八	五、九〇五	七七六、一三六	？？	？？	？？	？？
同　三十四年（下半期）	一、八七二、六三五	？	一六、九〇一	八三八、三五一			五四、二二八	
同　三十五年（上半期）	一、六九八、八三二	？？	一六六、三三七	八八九、〇七八	？？	？？	？？	？？
同　三十五年（下半期）	一、七九六、八三二		五〇七、三六六	八八五、〇七六				
同　三十六年（上半期）	一、八四八、五五一	？	二三四、六〇二	八八六、九五五	？？	？？	？？	？？
同　三十六年（下半期）	一、八七五、三九七		一九八、七二一	八三三、七一七				
同　三十七年（上半期）	一、九四四、三八四	？？	二二六、九二二	七九七、一一一	？？	？？	？？	？？
同　三十七年（下半期）	二、〇一三、五六五		二二〇、五六一	七七一、一四一				
同　三十八年（上半期）	一、九二九、九六四	？	二四七、三〇三	七六〇、三九七	？？	？？	？？	？？
同　三十八年（下半期）	二、一二一、九四七		二三九、四七八	七六〇、九一三				
同　三十九年（上半期）	二、一九〇、八三七	？	三九一、一三〇	七七六、一一一	？？	？？	？？	？？
同　三十九年（下半期）	二、八八一、二四四		三九九、六四五	八四一、八七六				
同　四十年（上半期）	二、一五〇、五四〇	？	三九七、一一〇	八五九、四五四	？？	？？	？？	？？
同　四十年（下半期）	二、四三四、一九〇		四二〇、一六七	八七七、七一〇				
同　四十一年（上半期）	二、六〇四、二四三	？	五五〇、一〇九	九九七、九八六	？？	？？	？？	？？
同　四十一年（下半期）	二、八三二、四六三		五六〇、九六二	九九〇、一〇八				
同　四十二年（上半期）	二、一〇三、八一一	？	六六五、七七五	九九七、九一八	？？	？？	？？	？？
同　四十二年（下半期）	二、八二二、四六三		六七七、六二四	一、〇三八、〇〇八				
同　四十三年（上半期）	三、一二四、一〇四	？	八四三、九一六	九九八、七七一	？？	？？	？？	？？
同　四十三年（下半期）	三、四五三、四〇四		九八八、七七一					
同　四十四年（上半期）	三、七八八、八七九	？	九一四、〇五〇	一、〇一〇、一〇〇	？？	？？	？？	？？
同　四十四年（下半期）	四、六六六、九三三		一、〇四四、四八五					
大正元年（上半期）	五、九八四、一六四	？	一、〇九三、〇八九	一、〇七〇、一一六	？？	？？	？？	？？
同　四十五年（下半期）	六、六七一、七七九		一、八三、六六二	一、一七六、五七三				
二年（上半期）	七、三九六、六六八	？	一、一七七、一九一	一、二六一、九五六	？？	？？	？？	？？
同　二年（下半期）	八、一六六、五三三		一、四一八、二八〇	一、三七五、八五九				

第十一編　銀行（中）

昭和元年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	大正五年	備考
三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	一、大正十年乃至十二年の上半期の後期繰越金と下半期の前期繰越金とは符合せざるは合併解散銀行ありたるに由る。
三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	二、當期繰越金中に新株募集金差額金を合算せざるは前期繰越金中に特別積立金を合算せざるは一致せざるに
三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三、當期繰越金中に特別積立金を合算せざるは前期繰越金中に於ける特別積立金戻入を合算し準備金は損失補塡準備金配當平
三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	四、當期繰越金と前期繰越金とは符合せざるは前期繰越金中に特別積立金戻入を合算し準備金は損失補塡準備金配當平
三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	五、當期繰越金と前期繰越金とは符合せざるは前期繰越金中に特別積立金戻入を合算し準備金は損失補塡準備金配當平
三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	六、當期繰越金と前期繰越金とは符合せざるは前期繰越金中に特別積立金戻入を合算し準備金は損失補塡準備金配當平
三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	七、當期繰越金と前期繰越金とは符合せざるは前期繰越金中に特別積立金戻入を合算し準備金は損失補塡準備金配當平
三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	八、當期繰越金と前期繰越金とは符合せざるは前期繰越金中に特別積立金戻入を合算し準備金は損失補塡準備金配當平
三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	九、當期繰越金と前期繰越金とは符合せざるは前期繰越金中に特別積立金戻入を合算し準備金は損失補塡準備金配當平
三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	三八、五六四、七三五	一〇、當期繰越金と前期繰越金とは符合せざるは前期繰越金中に特別積立金戻入を合算し準備金は損失補塡準備金配當平

第二表　農工銀行資産負債累年表

（1）資産之部

期	資本拂込金	貸出金	預ヶ金	有價證券	什器	家屋	地所	各種勘定	金銀有高	合計
明治三十年下期	三、七七、〇〇〇円	？円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	三、七七、〇〇〇円
同三十一年上半期	三、七七、〇〇〇円	七、三三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	一〇、一〇、〇〇〇円
同三十一年下半期	三、七七、〇〇〇円	一〇、一〇、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	一四、四七、〇〇〇円
同三十二年上半期	三、七七、〇〇〇円	一四、四七、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	一八、五四、〇〇〇円
同三十二年下半期	三、七七、〇〇〇円	一八、五四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	二一、七一、〇〇〇円
同三十三年上半期	三、七七、〇〇〇円	二一、七一、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	二五、八八、〇〇〇円
同三十三年下半期	三、七七、〇〇〇円	二五、八八、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	二九、〇五、〇〇〇円
同三十四年上半期	三、七七、〇〇〇円	二九、〇五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	三二、二二、〇〇〇円
同三十四年下半期	三、七七、〇〇〇円	三二、二二、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	三五、三九、〇〇〇円
同三十五年上半期	三、七七、〇〇〇円	三五、三九、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	三八、五六、〇〇〇円
同三十五年下半期	三、七七、〇〇〇円	三八、五六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	三八、五六、〇〇〇円
同三十六年上半期	三、七七、〇〇〇円	三八、五六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	三八、五六、〇〇〇円
同三十六年下半期	三、七七、〇〇〇円	三八、五六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	三八、五六、〇〇〇円
同三十七年上半期	三、七七、〇〇〇円	三八、五六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	三八、五六、〇〇〇円
同三十七年下半期	三、七七、〇〇〇円	三八、五六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	三八、五六、〇〇〇円
同三十八年上半期	三、七七、〇〇〇円	三八、五六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	三八、五六、〇〇〇円
同三十八年下半期	三、七七、〇〇〇円	三八、五六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	三八、五六、〇〇〇円
同三十九年上半期	三、七七、〇〇〇円	三八、五六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	三八、五六、〇〇〇円
同三十九年下半期	三、七七、〇〇〇円	三八、五六、〇〇〇円	三、〇〇〇円	？円	？円	？円	？円	？円	？円	三八、五六、〇〇〇円

第十一　銀行（中）

年	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
明治四十年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	五三、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇
同十一年	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇
同十二年	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇
同十三年	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇
同十四年	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇
大同元年	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇
同二年	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇
同三年	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇
同四年	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇
同五年	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇
同六年	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇

備考

一　明治四十三年以降の割引手形は代理貸付手形は貸田金中に合算。

二　各種勘定中中内内△印は代理貸付勘定中内書は調査不明なり。

三　大正十三年に於て各種勘定中内書は貸付額にし算す。

四、本表は圓位未滿切捨とす。

（ロ）負債之部

期次	資本金	農工債券	預り金	借入特別保證金	準備金	各種勘定	純益金	合計
明治三十年下半期	三八〇〇〇〇円		？円	？円	？円		？円	
同三十一年上半期	三五二〇〇〇〇		一六六					
同三十一年下半期	三四七〇〇〇〇		三〇〇		一四三		一六三〇	
同三十二年上半期	三八二三一〇〇〇	？	四〇五一四三	？	一三〇一七七		一六一三八	
同三十二年下半期	三八二三一〇〇〇	五〇〇〇〇	一一三一八一四五				五六四八一七七	
同三十三年上半期	三八二三七〇〇〇	六六〇〇〇	一一四〇〇六六					
同三十三年下半期	三八二三七〇〇〇	六六〇〇〇	三一四七〇六六					
同三十四年上半期	三八二三七〇〇〇	六六一〇〇〇	三四一一五四三五		三七一一〇		一七七一四	
同三十四年下半期	三八二三七〇〇〇	一〇〇一三〇〇	三四一一七七四		一四一一〇四〇		一一一四一四四四	
同三十五年上半期	三八二三七〇〇〇	一一一四一四〇	四一五六六七六一		一四一一六六		一三七一四四一四四	
同三十五年下半期	三八二三七〇〇〇	一一一〇一六四〇	四一四〇〇六一	？	一四一一六六		一三七一四四一四四	
同三十六年上半期	三八二三七〇〇〇	一一一四一四〇	四一五六〇六一	三一一〇〇	一一四一一六六	一一七五六六七五	一一四一一六六一七七	三六一〇四八一三〇
同三十六年下半期	三八二三五一〇〇〇	一一一六一四〇	四一四一五八〇六一	三一四一一一〇	一一七一一六六	三一一七一五七七五	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同三十七年上半期	三八二三五一〇〇〇	一一一六六一四〇	五一四一九一四四	三一四一一一〇	一一七一一六六	三一一七一五七七五	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同三十七年下半期	三八二三五一〇〇〇	一一一六六一四〇	五一四一九一四四	三一四一一一〇	一一七一一六六	三一一七一五七七五	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同三十八年上半期	三八二三五一〇〇〇	一一一六六一四〇	五六一〇一四四	五五五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同三十八年下半期	三八二三五一〇〇〇	一一一六六一四〇	五六一七六四七一	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同三十九年上半期	三八二三五一〇〇〇	一一一六六一四〇	六六一八一七七一〇	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同三十九年下半期	三八二三五一〇〇〇	一一一六六一四〇	八七一三七八一三五	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同四十年上半期	三八二三五一〇〇〇	一一一七七一四〇	八八一四四八六一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同四十年下半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	八八一四四八六一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同四十一年上半期	三八二三七一〇〇〇	一一一六六一四〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同四十一年下半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同四十二年上半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同四十二年下半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同四十三年上半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同四十三年下半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同四十四年上半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同四十四年下半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
昭和十年上半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同十年下半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同十一年上半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同十一年下半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同十二年上半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同十二年下半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同十三年上半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同十三年下半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同十四年上半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七
同十四年下半期	三八二三七一〇〇〇	一一一〇〇一六〇	一一一四四一四四	五四五一一四四一	三一八一九九六六六	五四一一一〇一四八	一一四一一六六一七七	一一四一一六六一七七

（備考）一、各種勘定中に代理貸付保證額（保證債務）を合算す。
二、純益金欄の△印は缺損額を示す。
三、本表は圓位未滿切捨とす。

第二節　農工債券

第一款　發行及償還の制度

農工銀行設立の趣旨は、屢〻述べし如く日本勸業銀行に對する地方機關として長期・低利の農工資金を融通せしめんとするにあるを以て、日本勸業銀行に於けると同樣、其の資金蒐集の爲め債券發行の特典を附與せらるべきは論を俟たざる所なり。されば政府は農工銀行法第三章に於て同銀行に債券發行に關する諸制度を定めしが、固と同銀行は日本勸業銀行と其の目的を同じうする所なるを以て、債券に關する規定の如きも亦兩者其の軌を一にし、唯兩銀行の信用程度、營業區域等の差異に依り少許の異點を存するのみとす。

即ち農工債券は當初商法の一般社債に關する規定に準じ、其の額面金額は五十圓以上と定められ記名式を原則と爲せしが、後明治三十一年六月日本勸業銀行法の改正により、勸業債券の券面金額を二十圓以上と改定せらるるに及び、獨り農工債券を五十圓以上と爲すは、其の募債上幾多の障碍を生ずべきのみならず、延て農工資金吸收の困難を招來するの虞ありしを以て、政府は翌明治三十二年三月法律第三十三號に依り農工銀行法第二十六條に一項を加へ、券面金額を十圓以上と改定すると共に、原則的には從來の記名式を止めて無記名利札附とし、唯應募者若くは所有者の請求により記名式と爲し得ることに改め、以て債券流通の圓滑及信用の向上を計れり。然るに實際に於ては右改正後も各農工銀行は何れも額面金額五十圓を以て依然其の最低額と爲せしが、東京府農工銀行に在りては大正八年六月以降、債券の民衆化と貯蓄奬勵との目的より十圓債券の發行を繼續し、好成績を收めたり。

又農工債券の發行總額に就きては、法律上二重の制限を受く。即ち一は拂込資本金に依る制限にして、他は貸付金を標準とする制限之なり。農工銀行法第二十六條に依れば農工銀行は資本金四分の一以上の拂込ありたるとき、拂込資本金額の五倍を限度として農工債券を發行し得るも、其の發行總額は年賦償還貸付金總額を超過し得ざるものとせり。然るに明治三十五年四月法律第四十二號に依り、農工銀行法中を改正し、農工銀行の年賦償還貸付金の擔保たる抵當權を擔保として、日本勸業銀行より年賦償還の方法により借入金を爲し得る制度、即ち所謂特別擔保借入又は債權質借入の途を開かれたる結果、同時に第二十六條を改正し、右債券發行總額に關する制限は、年賦償還貸付金總高より上記特別擔保借入金に對し質と爲したる金額を控除したるものを超過し得ざることとせられたり。而して農工債券發行額に關する制限は、債券濫發による危險を未然に防止せんとする趣旨に出でたる所なるを以て、農工銀行法第四十六條及第四十七條に於て此の制限を侵犯せる場合の制裁を設けしが、財界の變遷に伴ひ高利舊債券を低利債券に變換發行せんとする必要ある場合に於ては一定條件の下に特に第二十六條の制限に拘らず債券の發行を認可することに改めたり。其の後大正三年十月農工銀行大會に於ては、債券發行總額の制限擴張に關する法律の改正を請願したるも容認せられざりしが、尋いで同六年六月の大會に於ては、更に發行の第二標準たる年賦貸付金總高に對し定期貸付金總高の加算を請願せし結果、政府此の請願を採擇して同年七月之に關する法律の改正を行ひたり。爾來農工銀行大會は數次に亙り債券發行總額の擴張に就き請願を反覆したるも、政府

の容認する所とならずして經過したり。然るに大正八年に至り、當時債券發行總額にして拂込資本金五倍の限度に達せんとする農工銀行多數に上りたる爲め、衆議院議員天春文衛外十七名は、右の制限を十倍に擴張せんとする法律案を第四十一回帝國議會に提出せり。されど本改正は日本勸業銀行・北海道拓殖銀行等との關係に於て、其の權衡を失する點ありしを以て、次期議會を待ち政府之が改正案を提出すべきことを約し、政府は翌九年七月第四十三回帝國議會に右に關する改正案を提出し帝國議會は之を可決せり。

更に農工債券の發行手續に就て見るに、當初は商法第二百九條の規定に依る株主總會の特別決議を必要とせしが、農工銀行が農工債券を發行するは本來の業務を行ふのみにして、債券金額・償還方法等は法律に於て規定せられ、他方其の貸付に就ても法定の制限あるを以て、敢て株主總會の決議を要せずと爲し、明治三十二年十一月の農工銀行大會は、債券の發行時期及方法は之を取締役に一任することに法律の改正方を請願せり。翌三十三年二月政府は勸業銀行に對し右の特例を設くるの改正案を帝國議會に提出したるに拘らず、同時に提出したる農工銀行法中改正法律案には此の事なかりしを以て、衆議院の農工銀行法案委員會は、農工銀行法第二十六條を修正し、農工債券を發行する場合には、商法第百九十九條の規定を適用せざることとせり。蓋し農工債券の發行に對しては、安全確實なる不動產抵當貸付金の見返擔保存し、發行の都度豫め大藏大臣の認可を受くるのみならず、其の債券資金は最も確實なる不動產貸付に使用するものなるを以て、農工債券の發行は銀行・株主及債權者に對し實害を及ぼす虞なきのみならず、他方債券は經濟狀況・金融景況に應じ發行すべきものにして其の手續の煩瑣なる株主總會の決議を要するものとせば、却て發行の時機を失するの憾あるを以てなり。而して前記法案委員會の修正は政府の承認を得、帝國議會の可決する所となりて、同年三月法律第四十號を以て公布せられたり。

次に又農工債券は一般の社債募集の場合と異り、社債發行の目的と社債總額との間に、必ずしも特別に密接なる關係あるものに非ず。之を一例に就きて見るに、企業の改良・擴張若くは材料等の買入資金又は舊債償還資金等の社債の場合に於ては、社債總額は社債發行の目的と密接なる關係を有し社債發行の目的たる事業計畫の定まるに於ては社債總額も亦自ら之に應じて定まるべく、又社債總額の如何は社債發行の目的たる事業の成否に重大なる關係を有するものなり。然るに農工債券發行の目的は貸付資金の蒐集に在り、其の募集し得たる資金に應じ之に相當する貸付を行ふことを得るものなり。從て農工債券の發行に際し、全額應募を見ざることの爲め、却て其の總ての債券募集を不成立に終らしむるが如きことあらんか、農工銀行は募集債券全額の應募を得んが爲め豫め其の利廻を良好ならしめ、或は市況の債券發行に不利なる場合に於ては之が發行を躊躇するに至るべく、其の結果は勢ひ借主の不利を招來するを免れざるなり。是を以て大正十一年四月の臨時農工銀行大會は右の趣を開陳して法律の改正方を請願したるが、大藏省に於ても其の理由ありと認めて其の趣旨を採用し、農工債券を發行する場合には、應募總額が社債申込證に記載したる社債總額に達せざるときと雖も、社債を成立せしむる旨を記載するに於ては、其の應募總額を以て社債總額とすることを得せしめたり。

尙ほ農工銀行は其の組織に於ては營利會社なりと雖も、其の業務には公益に關する事項多く、從て之が使命職責を貫徹せしむる爲めには、貸付資金の吸收を容易ならしめざる可からず。故に此の目

的を以て夙に明治四十五年三月法律の改正を行ひ、債券の發行に關し募集以外に賣出の方法に依ることを得せしめたり。卽ち農工銀行は券面金額二十圓以下の農工債券を發行する場合に於ては、商法の認めざる賣出の方法に依ることを得（但し二十圓以下の農工債券は旣述の如く東京府農工銀行の外各農工銀行共に未だ之を實施せざりしを以て、右賣出の方法も亦未だ一般に活用せらるるには至らざりき）、且つ債券の募集に就ては從來申込證を要する定めなりしも、改正法律に於ては之を徵せざるものとせり。

又農工債券は政府に對する保證金の代用及延納擔保品たるの資格を認められしが、大正九年及十年の兩年に亙り、政府の公債政策に依りて之が資格を喪失するに至れり。其の結果農工銀行は債券募集上に打擊を受けたるを以て、大正十二年以降之が復活を請願したるも容れられず、以て大正末年に及べり。

飜て農工債券の償還の制度に就きて述べんに、農工銀行法第二十七條の定むる所に依り、農工銀行は年賦償還貸付金の償還高に應じ、毎年少くとも二回以上抽籤の方法に依りて其の償還を行ふべきものとす。蓋し農工債券の發行は年賦による長期資金貸出に對する特典なるを以て、右の如き規定の存するは固より當然のことに屬し、又以て債券濫發の弊を防止するを得べし。尤も明治三十五年四月法律第四十二號に依る特別擔保借入金に對し質と爲したるものの償還高に就きては、特に之を年賦償還貸付金の償還高に加へざるものとす。又農工銀行に於て特に舊債券借換の爲め、新に債券を發行したる場合には、新債券發行後一箇月以内に於て抽籤の方法に依り發行券面金額に相當する舊農工債券の償還を爲すべく、且又年賦償還貸付金の償還延滯し豫期の金額に達せざるときは、前記第二十七條の償還と同時期に於て其の延滯金額に相當する農工債券の抽籤償還を爲さざるべからざるものとせり。而して農工債券の償還に際し割增金を附し得ざることは、勸業債券の場合に比し著しき差異を爲すものにして、之れ農工債券發行の場合、日本勸業銀行に於て特に發行總額の三分の一以内の金額を引受くる制度を設けたる所以なりとす。而して割增金附與の特典は、別項記述の如く農工債券の發行困難なる事情に關聯し、久しく農工銀行の要望する所なりしが、遂に政府は當初の方針を飜すに至らず、農工債券割增金附與の問題は大正末年に至る迄實現の期を惠まれざりき。

農工債券の利子は毎年二回定款に定められたる時期に於て之を支拂ひ、農工債券の所有者にして其の元金又は利子を請求せざるときは、元金にありては十五箇年、利子に於ては五箇年間保管の責に任ぜしめ、以て債券所持者の利益を保護せしむることとし、右期間の後に於ては支拂の責に任ぜざるものと爲せり。

凡そ債券の償還は其の發行と共に年賦償還貸付金との調和を計らざるべからざる所にして、農工銀行が法規の定むる所に反し其の償還を怠るが如きは重大なる弊を釀すの虞あるを以て、農工銀行法は第四十六條及第四十七條に於て其の制裁に關する規定を設けたり。

第二款　發行の景況

長期農工資金吸收の爲め、農工銀行が債券發行の特典を與へらるること前述の如しと雖も、農工銀行の營業區域は旣に法律によりて制限を加へられたるを以て、同銀行の債券發行による資金蒐集の範圍も亦自から限定せられ、從て債券の募集に比較的困難の場合あるべきは洵に已むを得ざる所なり。加之日本勸業銀行の割增金附債券の同一地域に募集せらるるに於ては、農工債券發行の餘地は

著しく狹小ならざるを得ざるなり。蓋し日本勸業銀行は農工資金供給の中央機關として官民の間に其の信用厚く、且其の債券は或は郵便貯金として預入を認められ、或は政府の各種保證金に代用せらるる等、公許の流通範圍廣く、從て一般民衆の該債券に對する信用は、固より農工債券の比に非ざるに加へ、割增金附與の特典を占有するものなるを以て、勸業債券の發行により、農工債券の發行が著しく窮地に陷るべきは固より論を俟たざる所なり。斯くて農工銀行は其の拂込資本金額を以て附せられし制限に達するときは、債券發行の特權を保有せるに拘らず之を實行利用するの途なく、資金の補充困難にして、陸續增加する農工資金の需要に應ずること能はざるを以て、資金難の聲は既に創業後幾くもなく全國農工銀行共通の叫として現はれ、累年農工銀行大會は最も重要なる問題として、該問題解決の爲め論究を續くるに至れり。就中農工債券にも亦勸業債券と同じく、割增金附與の特典を享受せんとするの要望は最も熾烈を極め、常に之が實現に就て努力を繼續し來りしが、政府の方針は遂に之を容るるに至らざりき。然れども農工銀行資金難の問題は、啻に該銀行業務の衰頽を來すの虞れあるのみならず、延て本邦農工資金の運行を阻碍するに至る所なるを以て、政府亦之が解決策に就て腐心し、曩に明治三十四年中日本勸業銀行の代理貸付(保證附貸付)の制を拓き、翌三十五年中特別擔保貸付(債權質貸付)の制を創始し、以て農工銀行資金難の窮狀を打開せんとし、倚りて以て多少の緩和を計ることを得たりと雖も、而も尙農工債券發行難の實狀は、依然として著しき改善の跡を見るに至らざりき。而して一面農工銀行は從來大藏省預金部に於て勸業債券の引受を爲し、之に對し資金の融通を行ふに拘らず、同一目的の下に發行せらるる農工債券の引受を爲さざるは事理に戾る所ありとなし、預金部は宜しく農工債券の直接引受を開始し、同銀行債券發行の困難、從て資金難の窮狀を匡救すべしと主張し、屢〻當局に陳情したる結果、遂に政府は之を容れ、明治四十四年以降割增金附債券の發行に代ふるに、預金部引受の債券發行に依りて農工資金融通の圓滑を圖ることとなれり。以下少しく創業以降の農工債券發行狀況を窺はんとす。

農工債券は明治三十二年中早くも其の發行を見、同年內の發行總額五十三萬圓に達したりと雖も爾後數年間は其の發行額殆ど見るべきものなく、明治三十五年中の總發行高百三萬圓を加ふるも、尙同年末迄の發行高累計は僅に二百八萬圓に過ぎざりしなり。而して其の發行銀行數は全國四十六行中僅に十一行にして、發行高は十萬圓乃至三十萬圓に過ぎず、而も其の募集狀況を見るに、總額の二割一分餘卽ち四十四萬八千六百九十圓は日本勸業銀行の引受に係るものにして、他の百六十三萬一千三百十圓は一般應募に依りたる所なり。此の如きは主として債券發行の困難なりしに因る所なりと認めざるべからず。

次に明治三十六年以降同四十年に至る景況を見るに、此の期間の債券業務は最も不振を極め、前後五箇年間の發行總高は二百四十一萬圓にして、其の發行銀行數も殆ど數ふるに足らざるの狀を呈せり。蓋し同期間中日露戰役の勃發あり、且其の間勸業銀行の取扱に懸る割增金附小額貯蓄債券の賣出ありて、農工債券發行を困難ならしむるものありしと雖も、而も戰後企業勃興の時期を含み、同銀行に對する資金の需要亦大に喚起せらるべきの秋に於て、尙債券の發行狀況前記の如しとせば、當時に於ける農工債券發行の困難は特に甚しかりしものと謂ふべし。

更に明治四十一年以降明治末年に至る景況を窺ふに、明治四十一年及四十二年の二箇年間は從前と略〻變化なく、四十二年末に至るも年末現在高僅に四百十二萬五千六百圓に過ぎざりしが、爾來本邦

金融の緩慢なるに伴ひ、農工債券發行は漸く舊來の面目を革むるに至れり。即ち四十三年中の新規發行高は九百萬圓に上り、正に一大飛躍を遂げしが、翌四十四年には更に千九百四十八萬圓の巨額を算し、明治末年に於ては二千八百四萬圓に達したり。斯の如く僅に三箇年間にして著しき發展を示したるもの、其の依る所固より多岐なるべしと雖も、本邦金融の緩慢最も甚しき時に當り、府縣各農工銀行の營業漸次堅實の域に進み、大いに信用の增進ありたるのみならず、從來貸付資金の補足に苦める各農工銀行が一齊に債券の發行に努めたるに基く所多かるべく、而して明治四十四年以降に於ては既述の如く大藏省預金部が從來の方針を革め、農工債券の直接引受を開始するに至りしことは同債券の信用を增し、延て其の發行をして容易ならしめたる要因の一として數ふべき所なり。右の如くにして債券發行銀行數の如きも從來數行乃至十數行に過ぎざりしもの、明治四十四年以降は殆ど各地農工銀行に亙るに至れり。

之を要するに全國農工銀行の債券發行高は、明治三十二年乃至同四十二年の十二箇年間に於ては發行高累計僅に六百八萬圓にして、平均一箇年發行高は五十萬圓に止まり、其の一行當り發行高は一萬一千餘圓の少額に過ぎざりしが、明治四十三年乃至大正元年の三箇年間に於ては發行高合計五千七百十二萬圓、一箇年平均發行高千九百餘萬圓、平均一行當り五十二萬餘圓を算するに至れり。

世界大戰中に於ける本邦財界の好況は、大正七年秋休戰條約の成立と共に一時頓挫したるも、再び殷賑を極め、就中大正七・八年の如きは正に其の絶頂に達し、地方に於ては米價の騰貴甚しく、土地の價格も亦奔騰せり。されば農家の資金は豐富にして、大正八年前半の如き農工銀行貸付金は期限前償還を見る狀態に在り、新資金の需要は著しく縮小するに至りしが、同年後半に於ては商工業の一般に殷賑を極むると共に、再び資金の需要を喚起せり。從て各地農工銀行に於ては債券を發行し、以て此等の需要に應じたる爲め、債券發行額は前年に比し幾分減少したるも、而も尙ほ二千六百六十四萬圓の新規發行を見たり。爾後大正九年の恐慌を契機として、本邦財界は戰時好況の反動期に入り一般に沈滯の裡に經過しなるが、大正十二年には更に關東大震火災に依りて痛烈なる打擊を蒙り、經濟界は之が復興の爲め寧日なき狀態となれり。此の時に當り震災地農工銀行は復興事業の爲め必要なる資金の貸出に努むると共に、一面預金の拂出及債券元利金の支拂に全力を傾倒したるが、他方政府に於ては此等農工銀行に對し資金の融通を與へ、全國農工銀行は一齊に震災地農工銀行の債券に應募し以て之に援助を與へたり。

此の如く世界大戰後の數年間は、財界洵に多事にして、地方產業資金・震災復舊資金等の需要大いに起りしかば、各地の農工銀行は何れも債券の發行に依りて資金の蒐集に努めたるものにして、其の發行高は年々に累增し、大正八年に二千六百六十四萬圓なりしもの、同十年には四千六十四萬餘圓に達し、同十二年には五千五百五十萬圓となり、大正十四年の如き實に八千二百七十七萬餘圓を算するに至れり。大正十五年に於ては金融梗塞の爲め幾分減少したるも、尙ほ六千九百七十五萬餘圓の發行を見、而して其の年末現在高は大正八年の一億三千二百八十一萬餘圓に對し、三億七千七百四十五萬餘圓を算せり。而して債券發行銀行は大正八年に於て三十六行、翌九年は三十三行なりしが、十年以降は二十五行乃至二十九行に減少せり。之れ大正十年乃至十二年の間に於て前後十九行の農工銀行が勸業銀行に合併せられたる結果にして、必ずしも發行銀行の減少を示すものにあらざるなり。斯くて此の間大正八年乃至十五年に於ける一箇年平均の發行高は五千萬圓以上に達して優に大正

二年乃至五年間の總發行高に匹敵する勢を示し、又一行當り發行高は百八十萬八千餘圓に激増せり。而して若し之を勸業農工兩銀行の合併を開始したる大正十年以後に就て見るときは、一箇年平均五千八百六十九萬圓、一行當り二百二十四萬圓に當れり。以て當時に於ける債券發行の盛況を見るべきなり。

而して大正年間の農工債券は前半に於ては大藏省預金部の引受に係るもの相當の額に達し、卽ち大正元年乃至七年間に總計五百十九萬七千餘圓を算したるも、其の後久しきに亙り引受けられしものなく、大正十四年に至り俄然九百三十七萬一千餘圓、翌十五年に於て百十萬圓の引受を見たり。又勸業銀行の引受は連年巨額に達し、卽ち同行が農工銀行の中央銀行として、能く資金供給の任に當りしことを知るものなるが、勸業銀行の引受農工債券に就ては、前章中既に相當詳述せる所なるを以て茲には繰返し述ぶることを避くべし。

第二節附表

第一表　農工債券年期別發行高及殘高表

年次	上半期 總發行高	上半期 殘高	下半期 總發行高	下半期 殘高	一年總發行高
	円	円	円	円	円
明治三一					六三〇、〇〇〇
同三二	—	—	五三〇、〇〇〇	五三〇、〇〇〇	五三〇、〇〇〇
同三三	六三〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇	六三〇、〇〇〇
同三四	六三〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	一、〇四〇、〇〇〇	一、〇二三、九〇〇	一、〇五〇、〇〇〇
同三五	一、三二三、九〇〇	一、三一四、二三〇	二、〇四四、二三〇	二、〇一九、五三〇	二、〇五三、九〇〇
同三六	二、三六九、五三〇	二、三四五、〇四〇	二、七四五、〇四〇	二、六〇二、二四〇	二、七六九、五三〇
同三七	二、七〇二、二四〇	二、六四九、一八〇	二、六四九、一八〇	二、五九〇、三九〇	二、六四九、一八〇
同三八	二、六九〇、三九〇	二、六一八、五三〇	二、六一八、五三〇	二、五三五、四二〇	二、六一八、五三〇
同三九	二、九四五、四二〇	二、八六三、九二〇	三、〇一三、九二〇	二、八一八、九二〇	三、〇一三、九二〇
同四〇	三、二一八、九二〇	二、七七八、九二〇	三、二七八、九二〇	三、〇〇二、六〇〇	三、二七八、九二〇
同四一	三、〇〇二、六〇〇	二、八三六、四〇〇	三、二三六、四〇〇	三、一五一、一〇〇	三、二三六、四〇〇
同四二	三、五〇一、一〇〇	三、三九三、四〇〇	四、二四三、四〇〇	四、一二五、六〇〇	四、二四三、四〇〇
同四三	八、〇二五、六〇〇	七、〇一九、五八〇	一二、七一九、五八〇	一一、六九七、五八〇	一二、七一九、五八〇
同四四	一九、五〇四、七八〇	一九、三五二、八八〇	三一、一〇四、八七〇	三〇、九八一、一四〇	三一、一〇四、八七〇
大正元	四四、二九三、八二〇	四四、二二六、七四〇	五九、〇五七、九〇〇	五八、八四四、四六〇	五九、〇五七、九〇〇
同二	六八、九八四、四六〇	六八、四二七、九五〇	七一、一四七、九五〇	七〇、四六八、五七〇	七一、一四七、九五〇
同三	八〇、〇三八、五七〇	七九、二一三、八二〇	八三、二三三、八二〇	八二、二〇二、七〇〇	八三、二三三、八二〇
同四	九一、一六二、七〇〇	八九、八二二、一九〇	九四、三八二、一九〇	九二、五七九、九三〇	九四、三八二、一九〇
同五	九九、一三四、九三〇	九七、一六五、七〇〇	九八、九五四、一九〇	九八、九五四、一九〇	一〇二、四七六、七〇〇
同六	一〇五、四一四、一九〇	一〇一、〇〇三、五三〇	一一、一七二、五三〇	一〇一、二三六、五六〇	一一、一七二、五三〇
同七	一〇九、二九六、五六〇	一〇一、八四一、三二〇	一二四、四四一、三二〇	一一五、八五一、八六〇	一二四、四四一、三二〇
同八	一二七、四五一、八六〇	一二一、三一七、五一〇	一三六、三五七、五一〇	一三二、八一七、二一〇	一三六、三五七、五一〇
同九	一五二、四三七、二一〇	一四九、五二〇、二六〇	一五九、七四一、二六〇	一五六、四五七、〇四〇	一五九、七四一、二六〇
同一〇	一七三、九六七、〇四〇	一七〇、二五六、五〇〇	一九三、三九二、二〇〇	一八三、二三三、〇五〇	一九三、三九二、二〇〇
同一一	一九六、三二五、三六〇	一九二、六〇四、五二〇	二二〇、七五七、五二〇	一九五、六二〇、二一三	二二〇、七五七、五二〇
同一二	二一八、七四三、六一三	二一四、二六五、八九〇	二四二、三三七、三九〇	二三六、〇七二、三六〇	二四二、三三七、三九〇
同一三	二六二、六七七、三一〇	二五五、二六三、三六〇	二八一、八一三、一六〇	二七七、七七五、三九〇	二八一、八一三、一六〇

| | | |

銀行名	明治三九年	同四〇年	同四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年
總計	五〇〇〇	一〇〇〇	四一〇〇	一〇四〇〇	七〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
神鹿縣	—	—	—	—	—	—	—
宮崎縣	—	—	六〇〇〇	六〇〇〇	—	—	—
鹿兒島縣	—	—	—	—	—	—	—
宮崎縣	—	—	—	—	—	—	—
熊本縣	五〇〇〇	一〇〇〇	—	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
福岡縣	—	—	—	—	—	—	—
佐賀縣	—	—	—	—	—	—	—
長崎縣	—	—	—	—	—	—	—
大分縣	—	—	—	—	—	—	—
宮崎縣	—	—	—	—	—	—	—
鹿兒島縣	—	—	—	—	—	—	—
沖縄縣	—	—	—	—	—	—	—
東京府	—	—	—	—	—	—	—
京都府	—	—	—	—	—	—	—
大阪府	—	—	—	—	—	—	—
兵庫縣	—	—	—	—	—	—	—
神奈川縣	—	—	—	—	—	—	—
新潟縣	—	—	—	—	—	—	—
長野縣	—	—	—	—	—	—	—
埼玉縣	—	—	—	—	—	—	—
群馬縣	—	—	—	—	—	—	—
千葉縣	—	—	—	—	—	—	—
茨城縣	—	—	—	—	—	—	—
栃木縣	—	—	—	—	—	—	—
福島縣	—	—	—	—	—	—	—
山形縣	—	—	—	—	—	—	—
秋田縣	—	—	—	—	—	—	—
青森縣	—	—	—	—	—	—	—
岩手縣	—	—	—	—	—	—	—
宮城

銀行名	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
佐賀銀行	五〇〇〇円	六〇〇〇	四〇〇〇	一〇〇〇円	九六〇〇〇	一八四〇〇〇	三七〇四〇〇〇
肥後銀行	—	—	—	—	—	—	—
宮崎銀行	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島銀行	—	—	—	—	—	一一〇〇〇	一一〇〇〇
計	五〇〇〇	六〇〇〇	四〇〇〇	一一〇〇〇	九六〇〇〇	一八四〇〇〇	三七〇四〇〇〇
神戸銀行	—	—	—	—	—	四〇〇〇	四〇〇〇
宮崎銀行	—	—	—	—	—	一一〇〇〇	一一〇〇〇
肥後銀行	—	—	—	—	—	四〇〇〇	四〇〇〇
佐賀銀行	—	—	—	—	—	一一〇〇〇	一一〇〇〇
計	五〇〇〇	六〇〇〇	四〇〇〇	一一〇〇〇	九六〇〇〇	一八四〇〇〇	三七〇四〇〇〇
東京銀行	一六〇〇〇円	一六〇〇〇円	一一〇〇〇円	五〇〇〇円	一一〇〇〇	一六〇〇〇円	一四〇〇〇〇円
京都銀行	—	—	七〇〇〇	五〇〇〇	一一〇〇〇	一六〇〇〇	一二一〇〇〇
府下銀行	一四〇〇〇	一〇六〇〇〇	一六五〇〇〇	一六〇〇〇	一六〇〇〇	四一六〇〇〇	四一六〇〇〇
大阪銀行	一四〇〇〇	一〇六〇〇〇	六〇〇〇	一四〇〇〇	一六〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇
川崎銀行	—	—	—	—	—	—	—
東京銀行	一三〇〇〇	一四〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	一四〇〇〇	七〇〇〇	一四〇〇〇
横浜銀行	六〇〇〇	四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇
新潟銀行	六〇〇〇	四〇〇〇	七〇〇〇	六〇〇〇	一四〇〇〇	七〇〇〇	一四〇〇〇
長野銀行	—	—	—	—	—	—	—
群馬銀行	一四〇〇〇	一三〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
埼玉銀行	—	—	—	—	—	四〇〇〇	四〇〇〇
千葉銀行	一四〇〇〇	一四〇〇〇	四〇〇〇	—	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
茨城銀行	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一〇六〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇
栃木銀行	—	—	—	四〇〇〇	四〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇
静岡銀行	一四〇〇〇	一四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
尾三銀行	六〇〇〇	六〇〇〇	四〇〇〇	六〇〇〇	一四〇〇〇	一一四〇〇〇	一一四〇〇〇
奈良銀行	一四〇〇〇	一四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
桑名銀行	—	—	—	—	—	四〇〇〇	四〇〇〇
計	一六〇〇〇	一六〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一六〇〇〇	一六〇〇〇	一四〇〇〇

銀行名	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
第五銀行	一四〇〇〇	—	—	—	—	—	—
第二銀行	—	一〇〇〇	—	—	—	—	—
農工銀行	—	—	—	—	—	—	—
第五銀行	—	—	—	—	—	—	—
第二銀行	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇
農工債券	—	—	—	—	—	—	—

銀行名	大正九年	同一〇年	同一一年	同一二年	同一三年	同一四年	同一五年
	円	円	円	円	円	円	円
大分県	二、三六〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、八二〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
佐賀県	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
熊本県	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
宮崎県	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
鹿児島県	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
沖縄県	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
総計	二、三六〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、八六〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、八二〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇

銀行名	大正九年	同一〇年	同一一年	同一二年	同一三年	同一四年	同一五年
	円	円	円	円	円	円	円
東京市	二、三〇〇、〇〇〇	七、六〇〇、〇〇〇	八、四〇〇、〇〇〇	八、一〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一一、一一〇、〇〇〇	一〇、六〇〇、〇〇〇
大阪府	一、三〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—
神奈川県	一、二二〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇七〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
兵庫県	一、二二〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	二、〇七〇、〇〇〇	三、六一〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
長崎県	七、六〇〇、〇〇〇	八、三〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	一一、四〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
新潟県	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一	一	三、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
埼玉県	四、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
群馬県	三、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
栃木県	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
茨城県	一	一	三、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇
千葉県	三、〇〇〇、〇〇〇	一	一	一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
埼玉県	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
新潟県	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
長崎県	三、〇〇〇、〇〇〇	一	八、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇
兵庫県	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
神奈川県	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
東京都	一、三〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大阪府	一、三〇〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	二、〇七〇、〇〇〇	三、六一〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
兵庫県	一、二二〇、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
長崎県	七、六〇〇、〇〇〇	八、三〇〇、〇〇〇	八、六〇〇、〇〇〇	一一、四〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	三、〇

| | | |

銀行名	明治三九年	同四〇年	同四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年
沖縄	五〇〇	六〇〇	一〇二、六〇〇	一〇二、六〇〇	一、六〇二、一四〇	一、六〇〇、〇四〇	一、四〇〇、〇四〇
鹿児島	—	—	—	—	—	—	—
宮崎	—	—	—	—	—	—	—
熊本	—	—	—	—	—	—	—
佐賀	—	—	—	—	—	—	—
大分	—	—	—	—	—	—	—
福岡	—	—	—	—	—	—	—
佐賀	—	—	—	—	—	—	—
長崎	—	—	—	—	—	—	—
熊本	—	—	—	—	—	—	—
大分	—	—	—	—	—	—	—
宮崎	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島	—	—	—	—	—	—	—
沖縄	—	—	—	—	—	—	—
合計	五〇〇	六〇〇	一〇二、六〇〇	一〇二、六〇〇	一、六〇二、一四〇	一、六〇〇、〇四〇	一、四〇〇、〇四〇

銀行名	明治三九年	同四〇年	同四一年	同四二年	同四三年	同四四年	大正元年
東京府	円一、〇〇〇	円一、〇〇〇	円一、〇〇〇	円一、〇〇〇	円五〇〇、〇〇〇	円一、六〇〇、〇〇〇	円五、〇〇〇、〇〇〇
東京都	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇
神奈川	—	—	—	—	—	八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大阪府	一、六〇〇	一、〇〇〇	二、四〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
兵庫	—	—	—	—	—	—	—
神戸	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
長崎	—	—	—	—	—	—	—
新潟	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
群馬	—	—	—	—	—	—	—
千葉	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
合計	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

銀行名	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
沖縄	二八六,三〇〇	三〇〇,〇〇〇	三二二,一〇〇	四三二,〇〇〇	二二六,〇〇〇	四〇六,〇〇〇	五六八,四四〇
鹿児島	一	—	—	—	—	四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇
宮崎	二七,〇〇〇	八〇,〇〇〇	—	—	—	一一〇,〇〇〇	六四〇,〇〇〇
肥後	—	—	—	—	—	一一〇,〇〇〇	九一〇,〇〇〇
佐賀	—	—	—	—	—	—	—
大分	—	—	—	—	—	四〇,〇〇〇	三四〇,〇〇〇
福岡	—	—	—	—	—	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇
土佐	—	—	—	—	—	一一〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇
愛媛	—	—	—	—	—	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇
讃岐	—	—	—	—	—	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇
阿波	一円	一円	一円	一円	一円	一〇〇円	一〇〇円
千葉	八,〇〇〇	八,〇〇〇	一,三〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	九〇〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇
群馬	二,九三〇	二,三〇〇	二,四〇〇	二,五〇〇	二,六〇〇	二,七〇〇	二,七〇〇
埼玉	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
新潟	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
長野	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
兵庫	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
神奈川	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇
大阪	六,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
京都	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
東京	六,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇

銀行名	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
秋田	一,三〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇
岡山	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
鳥取	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
島根	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
福井	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
山梨	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
静岡	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
愛知	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
三重	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
岐阜	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
長崎	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
熊本	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
鹿児島	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
沖縄	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

銀行名	大正九年	同一〇年	同一一年	同一二年	同一三年	同一四年	同一五年
總計	七四〇、六六五、〇〇〇円	八二〇、〇〇〇、〇〇〇円	九五〇、〇〇〇、〇〇〇円	九六〇、〇〇〇、〇〇〇円	一〇二、一四〇、〇〇〇円	一一五、八六〇、〇〇〇円	一四四、一二〇、〇〇〇円
神戸	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円
鹿兒島	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円
宮崎	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
福岡	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円
佐賀	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円
大分	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円
熊本	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円
宮崎	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
鹿兒島	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
沖縄	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
山口	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円
福岡	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円
土佐	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
大分	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
福岡	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
土佐	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
愛媛	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
讃岐	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
阿波	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
和歌山	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
静岡	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
尾三	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
岐阜	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
愛知	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
三重	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
滋賀	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
福井	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
石川	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
富山	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
鳥取	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
島根	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
岡山	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
廣島	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
山口	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
福岡	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
佐賀	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
長崎	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
熊本	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
大分	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
宮崎	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
鹿兒島	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
沖縄	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円

銀行名	大正九年	同一〇年	同一一年	同一二年	同一三年	同一四年	同一五年
東京	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円
京都	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円
府	八、〇〇〇、〇〇〇円	八、〇〇〇、〇〇〇円	八、〇〇〇、〇〇〇円	八、〇〇〇、〇〇〇円	八、〇〇〇、〇〇〇円	八、〇〇〇、〇〇〇円	八、〇〇〇、〇〇〇円
府	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
神奈川	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円
新潟	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円
埼玉	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
群馬	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
栃木	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
福島	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
宮城	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
山形	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
秋田	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
青森	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
函館	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
北海道	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円

防長	四、二三三、六五〇	二、三三九、三〇〇	二、九五六、五〇〇	三、二七八、七五〇	三、七三三、四〇〇	五、二四九、〇九五	五、六六五、五四五
和歌山縣	一、八三八、七〇〇	二、六〇七、一〇〇	三、〇七〇、一〇〇	—	—	—	—
阿波	二、六六一、一〇〇	三、〇七〇、一〇〇	二、九六四、〇〇〇	—	—	—	—
讃岐	二七、五三〇	五三三、五〇〇	—	—	—	—	—
愛媛縣	二、〇五六、〇〇〇	二、一〇五、六五〇	三、三〇五、一〇〇	五、〇八〇、七〇〇	六、九五四、三五〇	九、五三〇、四六〇	一〇、六八〇、四〇〇
土佐	四六三、三五〇	四二六、一〇〇	—	—	—	—	—
福岡縣	二八六、〇〇〇	—	—	—	—	—	—
大分縣	一、七七九、八〇〇	二、〇四四、一〇〇	二、四四五、六五〇	二、四四五、六五〇	二、七四六、〇五〇	二、五〇四、一〇〇	四、一三〇、九五〇
佐賀縣	三三八、〇〇〇	—	—	—	—	—	—
肥後	一、〇一八、四〇〇	九六七、〇〇〇	九六六、三〇〇	一、七八〇、七〇〇	一、七七七、〇〇〇	一、六三三、六〇〇	三、三九一、八〇〇
宮崎	五六一、五〇〇	五一〇、〇〇〇	九〇八、五〇〇	八五二、〇〇〇	一、二九四、五〇〇	二、一八九、五〇〇	三、九八八、〇〇〇
鹿兒島縣	六〇三、五〇〇	一、一三三、七〇〇	一、〇七四、一一〇	一、六一四、二六〇	一、五二三、四八〇	二、〇七三、四〇〇	二、〇二二、一一〇
沖繩縣	三五九、四〇〇	三三五、一〇〇	—	—	—	—	—
總計	一五六、四三七、〇四〇	一八三、二三三、〇五〇	一九五、六二〇、二二三	三三六、〇七二、三六〇	二七七、七七五、三九〇	三三六、六四八、三三一	三七七、四五三、五六二

第三節　農工資金の融通

第一款　資金融通の範圍及目的

農工銀行法の定むる所に依れば、農工銀行は農工業の改良發達の爲め、其の必要なる資金を貸付くることを以て目的と爲し、而して其の貸付金は當初之が融通の範圍及目的に就き嚴重なる制限を設けられしが、聊か嚴に失する嫌ありしを以て、明治四十年頃より貸付範圍の制限撤廢を要望する聲漸次熾烈となりたり。茲に於てか明治四十二年三月第二十五回帝國議會に於ける農工銀行法中改正法律案に關する衆議院特別委員會の席上に於て、大藏大臣は市町村が教育衛生等の公共事業に資金を投ぜんとする場合には、それが直接農工業に關係せずと雖も、間接の關係を有するものと看做し、即ち法律に列記したる貸付目的に就ては、始めて之を廣義に解釋し、農工銀行が此等の事業に資金を融通することを認むる旨明言するに至れり。斯くて資金貸付の目的に關する制限は、事實上漸次緩和せられつつありしが、明治四十三年四月法律第五十八號を以て漁業法の改正行はれ、同法第七條の定むる所に依り漁業權と雖も一の抵當たり得る權利となりたるを以て、之に應じて農工銀行法中を改正し、農工銀行は水產業の改良發達の爲めにも亦資金を貸付け得ることとせられたり。されど這般の改正は尙ほ未だ農工銀行當事者の要望を滿足せしむるに至らず、茲に政府は既述の如く明治四十三年一月其の目的及使途の制限を撤廢し、更に市街地貸付の途をも開く爲め、改正法律案を議會に提出し其の協贊を得たるものとす。

右法律の改正に依り、農工銀行は不動產金融機關として一新生面を開くに至りしが、其の結果從來農工業方面にのみ融通せられたる資金にして、市街地に對し融通せらるる額の多きに上る時は、農工業資金の涸渴を招來する虞なしとせず。斯くては農工銀行設立の精神に背戾するを以て、前に述べし如く翌明治四十四年三月法律第二十七號を以て農工銀行法中を改正し、即ち同法第六條ノ二を追加し、市制施行地及勅令を以て指定する市街地に存在する不動產を抵當とする貸付に對しては、拂込資本金額及農工債券發行額の四分の一を超過することを得ずとの規定を新に設けたり。但し右四分の一の制限を以て、各農工銀行に對し一律に適用するが如きは、特殊地方に在りては必ずしも適當

ならざるを以て、特に勅令を以て指定する地方に於ては、之に四分の三迄增額することを得せしめたり。而して勅令を以て拂込資本金及債券發行額の四分の三迄增加し得る銀行は、東京・大阪の二農工銀行にして、又三分の二迄之を增加し得る銀行は神奈川・兵庫・長崎・愛知・廣島及其の後に追加せられたる福岡の六農工銀行なりとす。更に法律第六條ノ二に依り、勅令を以て指定せられたる市街地は、當初（イ）東京府八王子町（ロ）兵庫縣明石町（ハ）新潟縣高田町（ニ）埼玉縣浦和町・川越町（ホ）群馬縣桐生町（ヘ）千葉縣千葉町（ト）栃木縣栃木町・足利町（チ）靜岡縣濱松町（リ）山口縣山口町（ヌ）福岡縣大牟田町・若松町（ヲ）宮崎縣宮崎町等なりしが、其の後八王子・明石・高田・桐生・千葉・足利・濱松・若松・宮崎の各町は市制を布きたるを以て、勢ひ勅令指定地より除外せられたり。

尙ほ大正十年三月第四十四回帝國議會に際し、政府は勸業農工兩銀行の合併に關する法律案と共に、勸業銀行が割增金附債券を以て吸收したる資金の用途に制限を加ふる法律案を提出し、其の協贊を經て同年四月より之を實施したるが、其の結果勸業銀行が割增金附勸業債券の發行に依りて得たる資金を以て引受けたる農工債券に依る資金を田・畑・鹽田・山林・牧場・養魚池又は漁業權を抵當とする貸付、竝に公共團體・耕地整理組合・十人以上連帶貸付・漁業權定期貸付・產業組合其の他の組合貸付以外に使用せんとするときは、大藏大臣の許可を必要とすることとなれり。蓋し割增金附債券に依りて得たる資金は、之を國民經濟上最も有效なる方面に融通せしめんとする趣旨に出でたるものなるが其の特に農業を主眼としたるは云ふ迄もなく農工銀行創立の精神に鑑みたる所にして注意すべき所なりとす。

第二款　資金融通の方法

農工銀行の資金融通方法は法律の定むる所にして、之を大正十五年末現在の規定に就て見るに、貸付期限の如何に依り年賦貸付・定期貸付の二種に別ち、又抵當の有無に依りて抵當貸付及無抵當貸付の二種に分つことを得べく、此の他特殊なるものとして、手形割引・短期貸付及當座貸越等あり。今此等に就て概說すれば左の如し。

第一　年賦貸付及定期貸付

（一）　年賦貸付

年賦貸付は農工銀行營業の核心を爲すものなり。蓋し農工の業たる其の成果を期すること概ね多年の後に在り、之に投じたる資金は商業に於けるが如く短期に回收し得べからざるものなるを以てなり。又農業の如き其の收益率低き產業に在りては、債務の辨濟に就き長期に亙る割賦濟崩の方法に非ざれば、到底元利金の償却を求め得べからざるものとす。故に農工銀行法は、當初三十箇年以內に於ける年賦償還貸付を規定せしが、開墾事業の如きは更に長期の資金を必要とするものあるを以て、大正九年の改正に於て其の最長期限を五十箇年に延長せり。而して凡そ年賦貸付に在りては其の投下資金の回收せらるる迄には相當年數を要するものあるを以て、之に關し特に據置年限の定めありと雖も、他方借主に於て之が短縮又は撤廢を希望せる場合、尙且つ之を許さざるが如きは甚だ不條理なる取扱と謂はざるべからず。されば明治三十八年以降農工銀行にして據置年限の短縮又は之が廢止を請願するもの多く、斯くして釀成せられたる機運は、終に大正八年の法律改正となり、卽

ち据置年限を五箇年以内に改め、且つ相手方の希望に依り之を定めざることを得るに至れり。尚ほ天災事變其の他避くべからざる事故ありたる時に際し、一概に元利金の償還を必要とするが如きことは、債務者に對し酷に過ぐるを以て、此の如き場合に於ては更に五箇年以内に据置年限を定むることを得ることとせり。

年賦貸付は明治三十一年農工銀行開業の當時に在りては、年末現在高三百六十八萬七千餘圓を出でざりしが、明治四十一年には其の額三千百二萬六千餘圓に躍進し、明治四十四年以降は此等普通年賦貸付の外、特別小口年賦貸付を行はるることとなり、大正十五年末には此等の年賦貸付金は實に四億七千四百餘萬圓を算するに至れり。

（二）　定期貸付

定期貸付は年賦貸付の長期なるに對し、稍〻中期に近き資金の需要に應ぜんとするものなり。抑〻農工銀行は其の設立の趣旨に徴すれば、寧ろ年賦貸付に主力を傾倒し、定期貸付は之が從として認めらるべきものなるを以て、法律は定期貸付總額が年賦貸付金總額の五分の一を超過することを得ざることを命ぜり。而して農工銀行は市町村又は法律を以て組織する公共團體若くは二十人以上連帶の農工業者に對し、無抵當定期貸付を爲すを得るものと定められしも、其の貸付總額も亦年賦貸付金總額の五分の一を超過することを得ざるの制限を受くるものなりや否やに就きては從來法律の解釋上疑義を存せしが、明治三十一年六月大藏省は右の制限を受けざることに決定し、其の旨各農工銀行に通牒したり。然るに他方に於ては各農工銀行は、右定期貸付の制限擴張を切望し、屢〻農工銀行大會の決議を以て政府に請願する所あり、且又明治三十二年には工業者が不動產擔保を有すること少きに鑑み、之に對し國債・地方債・勸業債券等の有價證券を擔保として、定期貸付を爲すことを容認せられ度き旨要望したるも、何れも政府の容るる所とはならざりき。然るに既述の如く大正八年二月に至り、衆議院議員天春文衛外十七名は、曩に明治四十四年の法律改正の結果、貸付の目的を農・工・水產業に限定するの制限を撤廢せられたると、市街地貸付の漸次增加し、既に貸付餘力のなき狀態に達したるとを理由として、年賦貸付總額五分の一の制限を三分の一に緩和せんとする法律案を帝國議會に提出せり。而して該法律案は同議會に於ては未だ成立の運びに至らざりしも、後大正九年七月政府提出法律案として帝國議會の協贊を經、即ち右の制限を拂込資本金及積立金の總高に迄擴張せられたり。

尚ほ定期貸付の一種と見るべきものに根抵當貸付なるものあり。之れ農工銀行の切望せる不動產根抵當當座貸越が普通銀行の業域を侵す虞ありとして採擇せられざる代償として、明治三十五年認められたる所に係り、岡山縣農工銀行之が創始者となり、其の後岩手・大分・肥後・宮城・東京及兵庫等の各農工銀行相尋いで之を行へり。

定期貸付は年賦貸付の餘力に依り行ふべきものなるを以て、創業當初に在りては其の業績必ずしも大ならず、明治三十一年には五十三萬餘圓を出でざりしが、其の後逐年隆昌に趨き、大正元年度には一千萬圓を超え、大正十五年末に於ては五千四百五十餘萬圓を算せり。尚大正元年よりは特別小口定期貸付なるものを開始し、主として中小農工業者に對し小口資金を供給したるも、其の成績大ならず、大正十年末の殘高千六百餘圓を最後として爾後之を見ざるに至れり。

（三）　代理貸付

茲に一言すべきものに代理貸付なるものあり。農工銀行は夙に農工債券の發行に關し、割增金附興の特權を許容せられんことを要望し、屢〻政府に對し請願する所ありしが、其の採擇を得るに至らず後更に貸付資金調達上農工債券以外に農工債起債の必要を叫ぶに至れり。仍て政府及勸業銀行は農工銀行貸付資金の涸渴を防止する目的を以て、同銀行が債務者の爲めに勸業銀行に對し保證の地位に立ち、依て以て勸業銀行資金の融通を受くる所の所謂代理貸付なる方法を考案し、明治三十三年より實施せり。之れ一に保證貸付を以て呼ばるるものにして、之が實施に當りては代理貸付金額及手數料等を決定する必要ありしを以て、明治三十三年十月の農工銀行大會に於て協議の上、更に勸業銀行と協定を遂げたり。該協定に基き率先之を實施したるは、靜岡・宮城の兩農工銀行にして、爾餘の各行も亦相尋いで代理貸付を爲すに至りしが、本制度は本邦農工銀行の發達史上洵に看過すべからざる所にして、同銀行の資金難を緩和し、割增金附農工債券發行の特權附與に關する運動を鎭壓し得たる效は沒すべからざるものなり。斯て代理貸付は大正三、四年の頃迄は其の發展頗る顯著なるものありしが、爾來農工銀行の實力充實し、債券資金の吸收容易になりたると、一面勸業銀行直接貸付に發展を來たしたるのみならず、更にかの勸業・農工兩銀行の合併に關する法律制定せられ、爾後農工銀行の勸業銀行に合併せらるるもの多く、旁〻代理貸付の業績亦昔日の感なきに至れり。

第二　抵當貸付及無抵當貸付

（一）　抵當貸付

農工銀行は勸業銀行と同樣個人・會社に對しては、抵當を徵するに非れば貸付を行はずと雖も、公共團體・諸組合等に對しては無抵當貸付を爲すを以て原則とせり。而して農工銀行に於て取扱ふ抵當物の種類は、勸業銀行に於けると概ね同樣なるも、唯財團抵當に就ては軌道財團・鐵道財團を除き、工場財團及漁業財團の二種を認めらるるのみなり。前者は明治三十八年工場抵當法制定の結果、之を一箇の不動產と看做し、後者は大正十四年漁業財團抵當法の制定に依り、同じく一箇の不動產と看做されたる結果、農工銀行は此等に對し貸付を爲し得るに至れり。

（二）　無抵當貸付

無抵當貸付も亦其の貸付客體に於て當初は公共團體及二十人以上連帶に限定せられしが、明治三十三年に耕地整理施行者に對する融通の途を開く等、屢次其の範圍を擴張せられたるものにして、大正末年現在の規定に於ては次の如き諸團體に對し之を行ふことを得るものとす。卽ち(イ)市町村其の他法律を以て組織せる公共團體(ロ)耕地整理組合・土地區劃整理組合若くは其の聯合會及同上共同施行者(ハ)重要輸出品工業組合・產業組合・漁業組合・森林組合・畜產組合・住宅組合及此等組合の聯合會(ニ)農・工・漁業者十人以上連帶等之なり。而して右公共團體の範圍に就ては、農工銀行設立の初に當り町村內の區（町村制第百十四條）をも公共團體と解し、之に對し無擔保貸付を爲し得るや否やに就き疑義を生ぜしが、大藏省は之に對し消極的の解釋を下したり。又公共團體貸付は一般貸付に於けるが如く其の資金の用途に就き制限を受けしが、右は必ずしも有抵當貸付に於けるが如く之を制限する必要なきを以て、農工銀行は之が撤廢方を請願し、明治四十三年に至り其の目的を達せり。

次に二十人以上連帶は、農工銀行獨特の社會政策的對人信用を基調とせるものにして、其の目的とする所は小作人・小工業者の如く、物的擔保能力の薄弱なる者に對し、連帶信用を以て必要なる資金を供給するに在り。而して當初之が濫用の傾向ありしを以て、明治三十一年大藏省は各農工銀行監理

官に通牒して、嚴に其の取締を命じたることありしが、其の後二十人以上を連帶せしむることは諸般の事情困難にして、自他共に不便を感じ、却て所期の目的を達すること能はざりしのみならず、多數の信用薄弱なるものを連帶せしむるよりも、寧ろ少數の信用あるものを連帶せしむるに如かずとの議起り、政府又其の必要を認めしかば、大正八年の法律改正に當り二十人連帶を十人連帶すれば以て足ることに改めたり。

第三　手形割引

農工銀行の手形割引は明治四十三年四月の法律改正以來認められたる所にして、之が擔保物件は國債證券・大藏大臣の認可を經たる有價證券・農產物・水產物及工業製造品に限られしが、大正六年に至り產業組合又は其の聯合會に對しては、特に無擔保割引を爲すことを認められたり。之れ產業組合法の改正に伴ひ、農工銀行をして信用組合に對し無擔保貸付を行はしむるの緊急なるを認めたるに依る所なり。其の後大正十五年には無擔保割引の範圍を擴張して、重要輸出品工業組合及漁業組合を加へたり。尙大藏大臣の認可を受け、擔保に徵することを得る有價證券は、一定の範圍內に於て個々の農工銀行が各別に之を定むるものとす。

第四　短期貸付

短期貸付も亦手形割引と同時に開始せられたるものにして、其の擔保の如きも當初は手形割引と同樣の物件を徵することとせられしが、大正十二年法律改正の結果、農・工・漁業者十人連帶及公共團體に對しては、無擔保にても之を行ひ得ることとなれり。蓋し十人連帶者は概して短期にして、而も少額なる資金を需要する實狀に在り、之が取扱に就ても時日と費用との節約に努め、簡便迅速に貸付を實行し、之を短期に回收することを以て兩者の便益と爲したるを以てなり。又公共團體に對する短期貸付は、既に勸業銀行に對して之を認めたる所なるを以て、其の均衡上農工銀行に對しても亦之を認めたるものとす。

第五　當座貸越

當座貸越は大正六年より產業組合又は其の聯合會に對し之を取扱ふこととなり、其の後大正十五年に至り其の範圍を擴張して、重要輸出品工業組合・漁業組合又は其の聯合會に對しても之を行ふこととなれり。尙ほ各農工銀行は不動產抵當に依る當座貸越の開始方を希望し、大正六年以降數次に亙り農工銀行大會の決議を以て政府に之を請願せりと雖も、政府に於ては愼重なる調査研究の結果に依るに非れば、之が認否を決すべからずと爲し、右は大正末年に至るも未だ解決せず、懸案として殘されたり。

第三款　資金融通の概況

第一項　明治時代の概況

前に述べし如く、農工銀行法は明治二十九年四月を以て公布せられたりと雖も、同年中各府縣に於て之が設立準備に著手したるものなく、翌三十年七月頃より漸く之に著手し、三十一年一月に至り初めて開業するものを見たり。而して其の最も早きは靜岡農工銀行にして、爾來各府縣の農工銀行も續々其の營業を開始し、三十三年八月に至り四十六行全部の開業を見たるものとす。然りと雖も創

業當初に於ては、各銀行多くは其の營業損失に歸し、收益を得たるものは甚だ尠かりしが如し。就中創業當初には、所謂農工業の區分其の範圍等に關し、農工銀行當事者の認識未だ充分ならず、爲めに其の資金を同銀行本來の目的以外の方面に對し融通するが如き傾向なきにあらざりしなり。されば明治三十五年六月大藏省理財局長は、各府縣農工銀行監理官に對し、農工銀行の資金融通目的たる農工業の意義及範圍に就き周密なる通牒を發し、以て同銀行使命の達成に遺漏なきを期したり（原甲第四八二號）。即ち次の如し。

農業工業ノ區分及其範圍

勸業農工銀行ノ營業ハ農工業ノ改良發達ニ要スル資本ヲ供給スルヲ以テ其目的トスルモノナリ。此等ノ事業ハ利益ヲ永遠ニ期スルモノニシテ資本ヲ固定セシムル性質ナルガ故ニ、長期低利ノ資本ヲ必要トス。而シテ其目的ヲ達セントスレバ、尋常營利以外ニ公益ニ注意セザルベカラズ。是レ國庫補助ノ精神ナリ。然ルニ從前農工業ノ區別判然セズ。從テ其範圍定マラズシテ、往々工業ノ名ノ下ニ飴菓子商ニ長期ノ貸付ヲ爲シ、又ハ鐵道ニ放資セントスルモノアリテ、殆ンド勸業農工銀行設立ノ精神ニ背戻スルノミナラズ、人民ヲシテ負債ニ馴レシメ、謂フベカラザル弊害ヲ生ゼントス。於是農業工業ノ區分及其範圍ヲ一定スルノ必要ニ迫レリ。因テ今農業工業ノ意義及其他包含セル種類ニ就キ、左ノ如ク解釋スルヲ允當ナリトス。

一　農業ハ土地ヲ耕作シテ植物的粗生品ヲ產出スル事業ニシテ、穀作蔬菜・果樹・貿易植物（油類・纖維料・染料・煙草・繭等）ノ栽培等之ニ屬ス。

二　工業ハ廣義ニ於テハ總テ粗生品及既生品ヲ加工變形スル事業ヲ云フ。然レドモ狹義且ツ普通ノ意義ニ於テハ即チ製造工業ノ謂ニシテ、紡績・織物・製絲・陶磁器・漆品・摺附木・疊表・石灰・セメント・煉瓦・器械ノ製造・造船業等ヲ包含ス。

然レドモ尙ホ諸般ノ事業中、或ハ農業ニ屬スルガ如キ、或ハ工業ニ屬スルガ如キ、其所屬不明ナルモノ多々之レアリ。左ニ其重ナルモノヲ學說及慣用例ニ徵シテ其意義ヲ査定セントス。

一　林業　林業ハ勿論農業ニ非ラズ。但シ洪水豫防・水源涵養・土砂扞止等、保護用殖林事業ハ農業ノ改良發達ニ密接ノ關係アルヤ言ヲ俟タズ。故ニ林業ハ其レ自身農業ニ非ザルモ、此點ニ於テ勸業銀行ハ貸付ヲナシ得ルモノトス。

二　牧畜業　牧畜業即チ家畜飼養ノ業ハ、縱令ヒ耕作ノ業ト密接ノ關係ヲ有シ、往々農業ノ副業トシテ行ハルルモノナレドモ、既ニ西洋經濟上ノ語ニ於テモ牧畜時代・農業時代ナド云學術上ノ用語アリ、且其管理ノ方法自カラ耕作ノ業ト異ナルガ故ニ、農業トハ別種ノ事業ト認ムルヲ可トス。但秣草ノ栽培ハ禾穀ノ栽培ト等シク勿論農業ニ屬ス。又牧畜業ハ農地ニ肥料ヲ供シ、且ツ之ガ發達ハ秣草ノ栽培ヲ促ガス等、農業ノ改良發達ニ影響ヲ及ボスコト尠ナシトセズ、且本邦統計ノ分類上牛馬羊豚其他ノ飼養ヲ農業ノ部ニ計上スルガ故ニ、農業中ノ一種目ト見做スヲ得ベシ。

三　養蠶業　養蠶業ハ其性質上農業ト云ヒ難ク、寧ロ牧畜業ニ屬スト雖本邦古來ノ慣習ニ於テ常ニ農業ト共ニ行ハレ、且ツ農民ト關係極メテ深キヲ以テ、農業ノ一部ト見做スヲ得ベシ。

四　養禽・養魚及養蜂業　此等ノ業ハ農業ニ非ズシテ牧畜業ニ屬ス。且ツ此等ノ事業ハ長期ノ貸付ヲ受クルヲ要スルモノニ非ズ。

以上一ヨリ四迄ハ廣義ノ農業ニ屬スルモノナルガ故ニ、副業トシテ之ヲ爲ス場合ニハ、其事業ニ對シテ貸付ヲ爲シ得ルモノトス。

五　鑛業　鑛業ハ農業ニ非ズ、又工業ニアラズ。但鎔鑛業ハ工業ニ屬スト雖、鑛業者ガ採掘シタル鑛物ハ概ネ雜夾物ヲ包含スルモノニシテ、採掘シタル儘ニテハ運輸販賣ノ目的ヲ達シ難キガ故ニ、之ヲ分折・鎔解スルノ必要アルヲ以テ、通例鑛業ニ連結シテ鎔鑛業ヲ併セ爲スモノトス。此等ハ鑛山借區內ニ其工場ヲ設ケ、其經濟共通ニシテ分離スベカラザルガ故ニ、其主業タル鑛業ニ屬スルモノトシテ貸付ヲ爲スベカラザ

ルモノトス。借區以外ニ於テ獨立ノ工場ヲ設クルモノ、製鐵所精錬所ノ類ハ工業ニ屬スルモノトス。

六　土木業及建築業　此等ノ業ハ狹義ニ於ケル工業卽チ製造工業ニアラズ。但シ灌漑排水溝渠堤防道路埋立等ノ工業及農工業用ノ家屋建築ノ如キハ、農工業ノ改良發達ノ爲メ通常必要ナルモノトス。故ニ此等ノ業ハ其レ自身工業ニ非ザルモ、右ノ場合ニ於テハ其工事ニ對シテ貸付ヲ爲シ得ルモノトス。

七　製茶業製糖業釀造業等　此種ノ事業ハ其性質上何レモ製造工業タルヤ疑ナシト雖、農地及農産物ニ關係ヲ有スルコト極メテ深キヲ以テ、特ニ農産製造業ト稱シ、泰西ニテハ通常農業ノ一部ト認メ、本邦ノ統計分類ニ據ルモ農業ニ所屬ス。

八　郵便鐵道電信航海引舟業等　此等ノ業ハ商業中ノ交通運搬業ニ屬シ、貸付ヲ爲スベカラザルモノトス。

九　電燈瓦斯給水業等　此等ノ業ハ商業中ノ供給業ニ屬シ、貸付ヲ爲スベカラザルモノトス。

一〇　飴菓子麵麭其他飲食業等　此等ノ業ハ製造者其レ自身ハ工業ニ屬スレドモ、通例飴菓子商ハ製造ト販賣トヲ兼ヌルモノナルガ故ニ、通俗一般ニ之ヲ飴菓子商ト稱セリ。是レ分業法ノ發達セザル今日ニ於テハ、工業ト商業トノ分界明確ナラザルハ已ムヲ得ザルナリ。然レドモ此等ノ業ヲ工業ト見做サバ、蕎麥屋料理店其他飲食物ヲ製造販賣スルモノヲ驅テ皆工業ノ範圍ニ入ルルニ至リ、終ニ農工業ノ資本ハ商業資本ニ變ズルノ恐レアリ。且飴菓子其他ノ飲食物ハ、隨テ製造スレバ隨テ販賣シ、資本ノ回收最モ速カナルガ故ニ決シテ長期ノ貸付ヲ要スルモノニアラズ。故ニ飲食業ハ其製造タル、工業ニ屬スト雖其資本ハ商業的ニシテ、長期固定ノ性質ヲ有セザル點ニ於テ、貸付ヲ爲スベカラザルモノトス。

右ノ外磁石坑ノ窯業ニ關連シ、牛乳搾取、牛酪製造業ノ牧畜業ニ關聯スルガ如キ事業ノ性質分離スベカラザルモノアリ。此等ハ資本放下ノ主タル目的磁石採掘ニ在リテ、窯業ハ借區內ニ於ケル作業タルモノハ採收業卽チ鑛業ニ屬シ、其工場借區外ニ在リテ石坑ヨリ原料ヲ購入シ、單ニ窯業ノミニ從事スルモノハ工業ト見做スベシ。牛乳牛酪ノ營業主ガ牧場ヲ有シ、乳牛ヲ飼養スルトキハ牧畜業ニ屬スベキモ、牧場以外ニ於テ單ニ製造販賣ノミヲ目的トスルモノハ工業又ハ商業ニ屬スベシ。他ハ之ヲ以テ例推スベシ。

尤も右の如きは畢竟創立當初のことにして、既に述べし如く後年に至り農工銀行の資金融通に關する制限の撤廢せらるゝと共に、斯かる嚴重なる監督は其の必要を見ざるに至りしと雖も、又以て創業當時に於ける同銀行營業の狀態を窺知すべきなり。而して今明治年間に於ける資金融通の實際に就て見るに、明治三十二年に於ては、既に德島縣を除くの外各府縣に悉く農工銀行の設立あり、漸次其の業務を開始するに至りしかば、貸出金は年末現在に於て千二百六萬三千餘圓となり、尋いで三十三年に入るや、八月阿波農工銀行の設立を以て全國農工銀行の成立を見、同年末の貸付金現在高は千九百二十萬餘圓に達せり。然れども明治三十三年乃至三十六年の本邦經濟界は概して不振の狀態に在りて、勢ひ農工銀行の營業も亦活潑ならず、明治三十五年の如きは、其の前年に比し貸出高の減少を見たる有樣なりき。唯其の年末現在高に至りては比年漸增し、明治三十六年末には既に二千七百八十餘萬圓を算したるものとす。而して明治三十七年は前年來の不況に加ふるに日露戰役の勃發あり、商業上に軍需景氣を招來したるに反し、比較的不急持續的の農業界に及ぼす不景氣は殊に甚しくこの如き傾向は翌三十八年に入りて益甚しかりしなり。從て農工銀行資金の需要は農村に於て減少し、卽ち同年に於ける貸付金は五百八十九萬餘圓にして、之を前年に比すれば百六十餘萬圓の減少を見たり。

然りと雖も明治三十九年に於ては、戰勝の結果人氣欝然として興り、新規事業の計畫又は擴張を爲すもの頗る多く、同年中の貸出金は七百八十六萬圓にして、前年に比し百九十六萬餘圓を增加せり。就中農業改良事業中の主要事業たる耕地整理に對し貸出したるものは、從來頗る微々たるものなりしが、同年末に於ける此の種の貸出金は殆ど前年末の倍額に達し、農工銀行業務の漸く軌道に副ふに

至りしを惟はしめたり。其の後明治四十年に於ける本邦經濟界は早くも戰後好況の反動を現はし一般銀行業者の困難亦尠かりざりしと雖も、元來農工銀行は他の普通銀行と其の趣を異にし、市場金融の影響を直接感受すること尠きものなるを以て、重大なる打擊を蒙ることなかりしのみならず、同年に於ては補助年限の延長と共に、戰後產業の改良發達に資せんことを期し、金利の如きも特に引下を斷行し、據置期間の利率も亦從來高步なりしものを年賦と同率に引下げたり。玆に於てか資金の借入を請求するもの多く、年末の貸出現在高は三千四百四十八萬餘圓にして、前年に比し二百三十八萬餘圓を增加せり。而して此等增加の趨勢を見るに、主として農工業の改良・耕地整理・原料及肥料の購入等に要する資金需要に基くものなり。此の他屢述せし如く當時農工銀行の資金に缺乏の傾向を呈し、日本勸業銀行の代理貸付を爲せるものも亦著しく增加せり。

爾後明治四十一年以降四十四年に至る間は一般財界不況にして、長期低利の資金を需むるもの頗る多く、一面農作物は連年概ね豐穰なりしも、四十四年を除き米價は甚しく低落したるを以て商況の不振なりしにも拘らず、農工業に關する資金の需要は比年著しく增加したり。而も農工銀行は債券の發行に依りて、此等の貸出資金を吸收するの望みなく、僅に日本勸業銀行の代理貸付に依りて一般企業者に對し資金を供給する有樣なりき。此の時に際し、各地農工銀行は其の本來の使命に鑑み、出來得る限り農工業者の所要資金を供給するに努め、卽ち金利の引下、貸出手續の簡捷、鑑定料の低減等諸般の點に亙りて需要者の便宜を圖り、更に小額貸付には私署證書を認むる等の方法を講ぜり。蓋し當時農工銀行に對する資金の申込は比較的小口のもの多かりしが、此の如きは不動產銀行たる同銀行の特色が、普く小農工業者に知悉せられたる結果にして、農工銀行本來の立場より頗る迎ふべき現象なりと謂はざるべからず。殊に同年法律改正の結果、短期貸付及手形の割引・普通預金等營業の範圍は著しく擴張せられ、大いに爾後の發展を期し得るに至れり。斯て貸出手續の簡捷を圖りたる爲め、翌明治四十四年の如きは益〻資金の需要を增大ならしめたるが、他面同年に於ては農工債券の發行頗る好成績にして、資金の吸收容易に行はれ、農工銀行中には增資せるものあり、日本勸業銀行の代理貸付と相俟ちて能く資金の充實を圖り、加之大藏省預金部の引受に係る資金を以て廣く小口低利の貸付を爲せるが如き、民間貸借の利率を調節し、農工銀行の信用を昂進したること尠からざるものありたり。而して同年は米作豐穰にして而も穀價昂騰の爲め、年賦貸付金の回收亦迅速に行はれ、農工銀行の資金融通は終始圓滑に遂行せられ得たるものとす。

第二項　大正時代の概況

大正時代に於ける本邦經濟界が、世界大戰前、戰時中及戰後の三期に亙りて夫々重要なる變化を遂げしことは、從來諸銀行の業績を述ぶるに當り屢〻關說せる所なり。而して之を各府縣農工銀行に就て見るに、大正元年乃至大正三年の間は、一般に農工銀行に對する資金の需要多く、同銀行は何れも債券の募集資本金の增額・預金の吸收等專ら資金の充實を圖り、以て此等の需要に應ずることに努めたるが、大正四年以後は世界大戰の進行と共に金融一般に緩慢にして、大正六年の如きは農工資金の需要減退せしのみならず、却て期限前償還を誘致するに至れり。而して世界大戰の終了後は戰時好況時代の反動を招來し、遂に大正九年の恐慌を惹起したるのみならず、同二十年には關東大震災の襲ふ所となり、一時緩慢なりし農工銀行の貸付業務は俄然繁忙を加へしが、他方大正十年勸業・農工兩銀行

の合併に關する法律公布せられ、爾後農工銀行中勸業銀行に合併せらるるもの次第に多く、兩行營業の分野に注目すべき變化を齎したることは前に述べたる所なり。

今大正時代に於ける農工銀行の資金融通狀態を此等の三期に分ち見るに、大正元年に於ては中央市場に於ける金融の緊縮、金利昂騰の影響を受け、地方に於ても年初以來金融引締の狀勢を現はせしが、下半期に入るや米價は異例の高値を示し、農家の手元潤澤を加へ、一面產業振興の必要を叫ぶの聲高くして、購買力の增進農工事業の勃興・高利債償還等地方の經濟界は大いに活氣を呈し、從て資金の需要頓に增加せり。此の如き傾向は翌大正二年に入るも概ね持續せられしが、翌々大正三年に入るや農作物は稀有の豐穰なりしも、米價暴落して農家の困憊惡しく、加ふるに世界大戰の勃發は我對外貿易に大打擊を與へ、商工業其の他產業者の打擊亦甚大にして、此等小農工商業者の貸出要求多額に及び、產業資金の需要亦增加せり。されば大正元年に於て一億二千萬圓を突破したる總貸出金は、大正三年に於ては更に增加して一億六千萬圓を超へ、年末現在高亦一億七百二十萬圓より一億四千三百十九萬圓に增加せり。

大正四年の趨勢も亦概ね大正三年の景況と變化なかりしが、同年下半期に引續き翌大正五年に至りて外國貿易は戰亂の好影響に依りて俄然順調に轉じ、市場には資金橫溢して金融益緩慢の狀を呈せり。然れども米穀其の他農產物の依然として下落の狀勢に在り、爲めに農家の困窮癒ゆるに至らず、農民の購買力減退し從て資金の需要更に起らずして、金融緩慢の度益加はれり。されば各地農工銀行に資金を求むるもの減少し、之に反して期限前償還額は却て增加の傾向に在り、前に一言せし如く大正六年の如きは農工銀行の新規貸出額は償還額に及ばざる狀態なりき。茲に於てか各地の農工銀行は多額の餘裕金を生じたるを以て、多くは高利農工債券を償還し、之を整理すると同時に、地方財界の狀勢に應じて農工債券千七百十餘萬圓を發行し、又資本金六百萬圓を增加して、大いに資金の充實を圖ると共に、他方低利資金の供給に努めたり。他方日本勸業銀行の如きも亦當時遊資の橫溢に惱み、直接貸付の擴張に努めたるを以て、農工銀行との間に業域侵害の紛擾をすら惹起する有樣なりき。其の後大正七年に入るや、春來米穀・繭絲の騰貴を始め、其の他農產物の價格一齊に昂騰し、不動產價格亦暴騰したるを以て、今や農村の經濟狀態は頗る好景氣を迎へ、積年困憊に苦みたる農家の經濟は漸次潤澤となり、大いに購買力の增進を招來し得たるも、其の結果地方の金利は却て都市よりも低廉なるの奇現象を呈し、農工銀行に對する期限前償還は從て益增加し、而も新なる資金の需要は起らずして、各行何れも其の餘裕金に膨脹を來せり。仍て銀行は引續き高利債券の借替を行ふと共に戰後の準備に低利なる資金を備ふる爲め、農工債券二千九百六十餘圓を募集し、現在及將來に亙る低利資金の供給に努めんことを期したり。右の如く大正四年以降世界戰時を通じ、各地の農工銀行は何れも資金に餘裕多く、其の需要之に伴はざりし爲め、貸出は一般に不振の狀態に在りしも、此の間本邦經濟の發展に基く資金需要の自然增加は固より否むべからざる所にして、卽ち大正三年の總貸高一億六千八十九萬圓は大正六年に於て二億圓臺を破り、大正七年には二億二千八百七十八萬餘圓を算し、其の年末現在高亦大正三年の一億四千三百十九萬圓より、一億八千六百五十餘萬圓に增加せり。

既にして大正七年秋休戰條約の成立するに及び、本邦經濟界は茲に再轉して平時の體制に入ることとなりしが、翌大正八年前半期に於て尙ほ前年來の趨勢を持續したる財界は、後半期に入ると共に金融漸次引締の狀を呈し、自然各地農工銀行に對する資金の需要は頓に增加せしを以て、農工銀行に

於ては戰時蓄積したる資金に加ふるに、新に債券二千六百萬圓を募集し、以て此等の需要に應ずる有様なりき。蓋し大正八年下半期に於ては、諸物價の昂騰頗る熾烈にして、商工業は一般的に殷盛を極め、資金の需要は頻りに增加したるも、普通銀行に於ては漸く資金の貸出を警戒したる結果、自然農工銀行に之が供給を求むるもの增加したるものなり。而して此の如き傾向は大正九年に入りて殆ど其の極點に達し、金融界は一般に警戒を怠らざりしが、同年三四月の交に至り俄然株式の大暴落を來し、財界は終に恐慌となり、稀有の不景氣狀態に陷れり。されば農工銀行に對する資金の需要は益〻增加し、同銀行は債券二千九百八十四萬圓を發行すると共に、他方資本の增加、未拂込資本金の徵收等に依りて鋭意資金の充實に努め、主として小口貸付を行ひ、以て資金の普及を圖れり。爾後大正十年乃至十二年は何れも反動の整理期間にして、普通銀行は依然警戒を嚴にし、長期貸出に應ぜざりしかば農工銀行に對する資金の需要は連年增加の一途を辿るのみにして、各銀行何れも債券の發行、增資等に依り資金の蒐集に汲々たる有様なりき。既にして大正十二年下半期に入るや、關東地方は未曾有の大震災に襲はれ、關係地方農工銀行は債券元利金の支拂、預金の拂戻に加ふるに復興資金の貸出を以てし、業務の繁忙洵に言語に絶するものありたり。此の時に當り九月二十八日全國農工銀行は臨時大會を大阪市に開き、震災地農工銀行を援助することを協議し、其の結果(イ)政府の融通する震災地建築資金は、震災地農工銀行の直接取扱とせられ度きこと(ロ)政府は震災地農工銀行の發行する農工債券に支拂保證をせられ度きこと(ハ)同上債券を日本銀行の所有有價證券として引受られ度きことなどを決議し、政府に對し陳情に努むる所ありしが、政府に於ても罹災應急資金の融通を爲し、且つ全國農工銀行も一齊に震災地農工銀行の債券に應募し、資金融通の便を與へたるを以て、震災地農工銀行は復興事業に對し至大の貢獻を爲すことを得たり。而も當時普通銀行は一般に長期貸出を回避したる爲め、資金需要者にして農工銀行に借入申込を爲すもの甚だ多く、全國農工銀行は實に五千五百五十萬圓の債券を發行して此等の需要に應じたるを以て、同年の貸出金は前年に比し一千餘萬圓を增加し、總額四億四千百三十六萬餘圓に達せり。

此の如き傾向は爾後大正末年に至る迄大なる變化なく、農工銀行の資金に對する需要は比年增加するのみにして、大正十三年の總貸出金は四億九千七百餘萬圓に達し（內百七萬五千餘圓は震災地應急貸出金とす）、翌十四年に於ては五億五千九百餘萬圓を算したるが、大正十五年末に至るや遂に六億二千六百餘萬圓の巨額に達せり。而も此の間大正十年乃至十二年に於て、農工銀行中勸業銀行に合併せられしもの十九行に達したるを以て、其の一行當り貸出金は極めて大なる增加にして、卽ち大正九年の貸付總額三億四千九百四十萬圓、一行當り約七百六十萬圓なるに對し、大正十五年末の一行當り貸出高は二千三百萬圓にして、卽ち一千五百萬圓以上の增加なりとす。

以上農工銀行の資金融通概況に就き說述したるが、此等貸付金の內容及各行別の融通景況に就ては、其の關係頗る多岐に至り、到底玆に詳述し能はざるを以て、次に關係の諸表を揭出し聊か參考に資するに止むべし。

第三節附表

第一表　農工銀行貸付金年期別表

年次	上半期 總貸付高	上半期 殘高	下半期 總貸付高	下半期 殘高	一年總貸付高
同治三年	七八一、三四五円	七七七、九四五円	四、三五六、五三七円	四、三五六、五三七円	四、三五六、五三七円
同治三年	八、八三六、三七二	八、六四五、〇八六	一二、五二六、二六三	一二、〇六三、〇二二	一二、七一七、五四九
同治三年	一、七、〇五八、七九四	一、六、四五六、一八二	二〇、二二〇、一三三	一九、二〇〇、八〇九	二〇、八二二、七四五
同治三年	二三、〇二二、七七八	二二、〇七〇、五七八	二四、六三八、二六九	二三、〇八六、七八五	二五、五九〇、四六九
同治三年	二五、七四一、八三九	二四、三二六、四八九	二六、九九三、四五一	二五、一一四、四四二	二八、四〇八、八〇一
同治三年	二八、七一七、六二八	二七、〇三五、三五一	三〇、二七一、二八二	二七、八八一、九九三	三一、五九三、五五九
同治三年	三一、七〇七、九一六	二九、六五五、〇〇八	三二、七八五、五七一	二九、六二七、七一五	三四、八三八、四七九
同治三年	三二、九〇六、九八二	三〇、七一九、二一〇	三三、三四五、二五	三〇、三九八、四〇一	三五、五五九、四九一
同治三年	三四、六〇七、五五五	三二、一八六、〇〇〇	三五、八三六、九〇七	三二、一〇二、五三五	三八、二五八、四六二
同治三年	三七、一一七、九八〇	三三、九七七、二四八	三七、七一三、〇五七	三四、四八八、二四八	四〇、八五三、七八九
同治三年	三九、四六二、〇〇一	三六、七五五、六九〇	四〇、二五六、一〇一	三六、四六二、四六八	四二、九六二、四一二
同治三年	四一、五一一、二七八	三八、二六五、〇五三	四四、七六六、八一〇	四〇、三三九、五一六	四八、〇一三、〇三五
同治三年	四八、四二、八一八三	四四、九一六、六九八	五七、三九九、八二九	五一、五九一、四七六	六一、二九五、三一四
同治三年	六七、七二八、七九	六一、九一五、五四七	八三、九八二、〇五六	七七、〇九六、八二四	八九、七九五、三八八
元年	九八、四八八、一九一	九二、二九三、四七九	一一四、九二三、七五三	一〇七、二〇八、三六四	一二一、一一八、四六五
二年	一二、七一五三、一五一	一八、五八七、一九四	一三四、六四三、六三一	一二六、〇四五、四二七	一四三、二〇九、五八八
三年	一四六、三一〇、三七〇	一二七、二三八、六四一	一五一、八二五、〇五八	一四四、一九〇、九二九	一六〇、八九六、七八七
四年	一五八、九三五、八八七	一五〇、三七五、六六〇	一六五、〇八六、九八〇	一五四、一九八、六六八	一七三、六四七、二〇七
五年	一七三、二〇四、四二一	一六〇、二六八、六〇六	一七七、九七四、三六九	一六二、六二三、〇六二	一九〇、九一〇、一八四
六年	一八〇、四六二、六六五	一六五、〇四一、九三三	一八八、四七四、八三五	一七〇、一四〇、七九三	二〇三、八九五、五六七
大正元年	二七、七八一、三四五円	二七七、七九四五円	四、三五六、五三七円	四、二二一、一一九円	四、三五六、五三七円
同二年	二八、八三六、三七二	二八、六四五、〇八六	一二、五二六、二六三	一二、〇六三、〇二二	一二、七一七、五四九
同三年	二一、七、〇五八、七九四	二一、六、四五六、一八二	二〇、二二〇、一三三	一九、二〇〇、八〇九	二〇、八二二、七四五
同四年	二二、七七八、七七八	二二、〇七〇、五七八	二四、六三八、二六九	二三、〇八六、七八五	二五、五九〇、四六九
同五年	二五、七四一、八三九	二四、三二六、四八九	二六、九九三、四五一	二五、一一四、四四二	二八、四〇八、八〇一
同六年	二八、七一七、六二八	二七、〇三五、三五一	三〇、二七一、二八二	二七、八八一、九九三	三一、五九三、五五九
同七年	三一、七〇七、九一六	二九、六五五、〇〇八	三二、七八五、五七一	二九、六二七、七一五	三四、八三八、四七九
同八年	三二、九〇六、九八二	三〇、七一九、二一〇	三三、三四五、二五	三〇、三九八、四〇一	三五、五五九、四九一
同九年	三四、六〇七、五五五	三二、一八六、〇〇〇	三五、八三六、九〇七	三二、一〇二、五三五	三八、二五八、四六二
同十年	三七、一一七、九八〇	三三、九七七、二四八	三七、七一三、〇五七	三四、四八八、二四八	四〇、八五三、七八九
同十一年	三九、四六二、四一一	三六、七五五、六九〇	四〇、二五六、一〇一	三六、四六二、四六八	四二、九六二、四一二
同十二年	四一、五一一、二七八	三八、二六五、〇五三	四四、七六六、八一〇	四〇、三三九、五一六	四八、〇一三、〇三五
同十三年	四八、四二、八一八三	四四、九一六、六九八	五七、三九九、八二九	五一、五九一、四七六	六一、二九五、三一四
同十四年	六七、七二八、七九	六一、九一五、五四七	八三、九八二、〇五六	七七、〇九六、八二四	八九、七九五、三八八
同十五年	一一、九八二、四一一	九二、二九三、四七九	一一四、九二三、七五三	一〇七、二〇八、三六四	一二一、一一八、四六五
同十六年	一二、七一五三、一五一	一八、五八七、一九四	一三四、六四三、六三一	一二六、〇四五、四二七	一四三、二〇九、五八八
同十七年	一四六、三一〇、三七〇	一二七、二三八、六四一	一五一、八二五、〇五八	一四四、一九〇、九二九	一六〇、八九六、七八七
同十八年	一五八、九三五、八八七	一五〇、三七五、六六〇	一六五、〇八六、九八〇	一五四、一九八、六六八	一七三、六四七、二〇七
同十九年	一七三、二〇四、四二一	一六〇、二六八、六〇六	一七七、九七四、三六九	一六二、六二三、〇六二	一九〇、九一〇、一八四
同二十年	一八〇、四六二、六六五	一六五、〇四一、九三三	一八八、四七四、八三五	一七〇、一四〇、七九三	二〇三、八九五、五六七
同二十一年	二二四、八七一、七七〇	二二四、八七一、七七〇	二〇六、〇二九、二九七	二二五、七八八、五六六	二二七、八八九、八五六
同二十二年	二二、七七八、七七〇	二二、七七八、七七〇	二〇〇、〇三一、二七五	二〇三、〇七九、五七五	二〇三、〇七九、五七五
同二十三年	二四、八七一、七七〇	二二、七七八、七七〇	二二、七七一、三六二	二〇、〇六五、五七五	二〇四、四〇三、二二八
同二十四年	二六、九七一、七七〇	二四、七七八、七七〇	二四、六二九、二九七	二二、七九七、五七五	二二、七八八、八五六
同二十五年	二八、九七一、七七〇	二六、七七八、七七〇	二六、九二九、二九七	二四、七九七、五七五	二四、七八八、八五六
同二十六年	三一、九七一、七七〇	二九、七七八、七七〇	二九、六二九、二九七	二七、七九七、五七五	二七、七八八、八五六
同二十七年	三三、九七一、七七〇	三一、七七八、七七〇	三一、三二九、二九七	二九、七九七、五七五	三一、七八八、八五六
同二十八年	三五、九七一、七七〇	三三、七七八、七七〇	三三、六二九、二九七	三一、七九七、五七五	三四、八七一、七七〇
同二十九年	三八、九七一、七七〇	三五、七七八、七七〇	三五、九二九、二九七	三三、七九七、五七五	三七、七七〇、七七〇
同三十年	四一、九七一、七七〇	三八、七七八、七七〇	三八、一二九、二九七	三五、七九七、五七五	四〇、七七〇、七七〇
同三十一年	四四、九七一、七七〇	四一、七七八、七七〇	四一、四二九、二九七	三八、七九七、五七五	四三、七七〇、七七〇
同三十二年	四七、九七一、七七〇	四四、七七八、七七〇	四四、七二九、二九七	四一、七九七、五七五	四六、七七〇、七七〇
同三十三年	五〇、九七一、七七〇	四七、七七八、七七〇	四七、一二九、二九七	四四、七九七、五七五	四九、七七〇、七七〇
同三十四年	五三、九七一、七七〇	五〇、七七八、七七〇	五〇、七二九、二九七	四七、七九七、五七五	五二、七七〇、七七〇
同三十五年	五六、九七一、七七〇	五三、七七八、七七〇	五三、三二九、二九七	五〇、七九七、五七五	五五、七七〇、七七〇
同三十六年	五九、九七一、七七〇	五六、七七八、七七〇	五六、六二九、二九七	五三、七九七、五七五	五八、七七〇、七七〇
同三十七年	六二、九七一、七七〇	五九、七七八、七七〇	五九、九二九、二九七	五六、七九七、五七五	六一、七七〇、七七〇
同三十八年	六五、九七一、七七〇	六二、七七八、七七〇	六二、一二九、二九七	五九、七九七、五七五	六四、七七〇、七七〇
同三十九年	六八、九七一、七七〇	六五、七七八、七七〇	六五、四二九、二九七	六二、七九七、五七五	六七、七七〇、七七〇
同四十年	七一、九七一、七七〇	六八、七七八、七七〇	六八、七二九、二九七	六五、七九七、五七五	七〇、七七〇、七七〇
同四一年	七四、九七一、七七〇	七一、七七八、七七〇	七一、一二九、二九七	六八、七九七、五七五	七三、七七〇、七七〇
同四二年	七七、九七一、七七〇	七四、七七八、七七〇	七四、四二九、二九七	七一、七九七、五七五	七六、七七〇、七七〇
同四三年	八〇、九七一、七七〇	七七、七七八、七七〇	七七、六二九、二九七	七四、七九七、五七五	七九、七七〇、七七〇
大正元年	八六、四五七、九四七円	八六、四五七、九四七円	四、三五六、五三七円	四、二二一、一一九円	四、三五六、五三七円
同二年	一、三三、三三四円	一、三三、三三四円	一二、五二六、二六三	一二、〇六三、〇二二	一二、七一七、五四九
同三年	一、九四八、六四八	一、九四八、六四八	二〇、二二〇、一三三	一九、二〇〇、八〇九	二〇、八二二、七四五
同四年	三、五三一、三九一	三、五三一、三九一	二四、六三八、二六九	二三、〇八六、七八五	二五、五九〇、四六九
同五年	五八、八三〇	五八、八三〇	二六、九九三、四五一	二五、一一四、四四二	二八、四〇八、八〇一
同六年	八、四九、九六六	八、四九、九六六	三〇、二七一、二八二	二七、八八一、九九三	三一、五九三、五五九
同七年	一一、七七七、五四四	一一、七七七、五四四	三二、七八五、五七一	二九、六二七、七一五	三四、八三八、四七九
同八年	一四、七七〇、七七〇	一四、七七〇、七七〇	三三、三四五、二五	三〇、三九八、四〇一	三五、五五九、四九一
同九年	一七、七七〇、七七〇	一七、七七〇、七七〇	三五、八三六、九〇七	三二、一〇二、五三五	三八、二五八、四六二
同十年	二〇、七七〇、七七〇	二〇、七七〇、七七〇	三七、七一三、〇五七	三四、四八八、二四八	四〇、八五三、七八九
同十一年	二三、七七〇、七七〇	二三、七七〇、七七〇	四〇、二五六、一〇一	三六、四六二、四六八	四二、九六二、四一二
同十二年	二六、七七〇、七七〇	二六、七七〇、七七〇	四四、七六六、八一〇	四〇、三三九、五一六	四八、〇一三、〇三五
同十三年	二九、七七〇、七七〇	二九、七七〇、七七〇	五七、三九九、八二九	五一、五九一、四七六	六一、二九五、三一四
同十四年	三二、七七〇、七七〇	三二、七七〇、七七〇	八三、九八二、〇五六	七七、〇九六、八二四	八九、七九五、三八八
同十五年	三五、七七〇、七七〇	三五、七七〇、七七〇	一〇七、二〇八、三六四	一〇〇、〇八六、七八四	一二一、一一八、四六五
同十六年	三八、七七〇、七七〇	三八、七七〇、七七〇	一二六、〇四五、四二七	一四四、一九〇、九二九	一四三、二〇九、五八八
同十七年	四一、七七〇、七七〇	四一、七七〇、七七〇	一五一、八二五、〇五八	一六〇、八九六、七八七	一六〇、八九六、七八七
同十八年	四四、七七〇、七七〇	四四、七七〇、七七〇	一六五、〇八六、九八〇	一五四、一九八、六六八	一七三、六四七、二〇七
同十九年	四七、七七〇、七七〇	四七、七七〇、七七〇	一七七、九七四、三六九	一六二、六二三、〇六二	一九〇、九一〇、一八四
同二十年	五〇、七七〇、七七〇	五〇、七七〇、七七〇	一八八、四七四、八三五	一七〇、一四〇、七九三	二〇三、八九五、五六七

第二表　農工銀行普通年賦貸付金銀行別表

銀行名	明治三一年末	同三三年末	同三五年末	同三七年末	同三九年末	同四一年末	同四三年末	大正元年末
東京都府	五〇、六五〇円	三三、〇〇六円	三四、七三〇円	五〇、七一四七円	六六、一八六円	七五、六六六円	一、三三、三四七円	六、四五七、九四七円
大阪府	—	一六、〇四六	三三、六六六	五三、三三四	六六、九三〇	七五、九六六	一、四六、六四四	三、五三一、三九一
神奈川縣	六、〇〇〇	一三、一三七	一五一、四九五	三三、七三〇	六六、一五一	三三、九六六	五八、八三〇	三、四八、九六六
兵庫縣	一七、三七、九二	四五、五四六	五五、六六四	五六、一九一	四九、一三六	五四、九七五	六七、四七四	二、五三、一六五
長崎縣	一三四、四四〇	五四、一四五	六六、三一七	六五、一六九	六六、九六一	一、一三、三九六	二、四六、九六一	五、四〇、一六七
新潟縣	六、〇〇〇	三六、一三四	四四、六三七	四五、六六六	四九、五六六	五四、九七五	六、四七、九四四	一、一三〇、三一〇
埼玉縣	—	二六、九四〇	六六、八六六	八六、〇七八	九七、五四九	八、四九、九六六	一、一六、七七七	一、六七七、五四四
千葉縣	七、一六〇	四三、七六、六五八	四〇、七四三	五六、四四三	六四、四三三	六五、七七〇	一、三七七、七七〇	一、三七七、七七〇
群馬縣	一五、一九〇	四六、六七一	五六、七七七	五六、七七七	六五、七九六	六五、七九六	一、六六一、九九九	二、四八、九六六
栃木縣	二五、六六〇	五五、三四一	五三、四六六	五七、七七七	七七、七七七	七七、七七七	八六、六六〇	一、四八、六六〇
茨城縣	六、五四三	二六、九六二	四三、六五一	六六、七七七	八、五五九	九六、六六六	二〇、三八、九五	五、六七、三四七

第十一　糖業

銀行名		總計	沖縄県	鹿児島	宮崎	熊本	大分	福岡	佐賀	大阪	兵庫	神奈川	東京	京都	大阪	滋賀	和歌山	福岡	島根	鳥取	富山	石川	福井	岡山	広島	山口	愛媛	香川	徳島	高知	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄
大正三年末	總	三六七、〇〇〇	一	三、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同五年末	總	三六七、〇〇〇	一	三、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同七年末	總	三一七、〇〇〇	一	三、〇〇〇	九、〇〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同九年末	總	三六六、〇〇〇	一	三、〇〇〇	九、〇〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同一一年末	總	三六六、〇〇〇	一	三、〇〇〇	九、〇〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同一三年末	總	三六六、〇〇〇	一	三、〇〇〇	九、〇〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和元年末	總	三六六、〇〇〇	一	三、〇〇〇	九、〇〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

第十一　糖業

銀行名		千葉	埼玉	新潟	長野	兵庫	神奈川	大阪	東京	京都	大阪	滋賀	和歌山	福岡	島根	鳥取	富山	石川	福井	岡山	広島	山口	愛媛	香川	徳島	高知	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄
大正三年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同五年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同七年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同九年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同一一年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同一三年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和元年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

第三節　農工資金の融通

銀行名		千葉	埼玉	新潟	長野	兵庫	神奈川	大阪	東京	京都	大阪	滋賀	和歌山	福岡	島根	鳥取	富山	石川	福井	岡山	広島	山口	愛媛	香川	徳島	高知	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄
大正三年末	總	八、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
同五年末	總	九、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
同七年末	總	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
同九年末	總	一一、〇〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
同一一年末	總	一一、〇〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
同一三年末	總	一一、〇〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
昭和元年末	總	一一、〇〇〇	五、〇〇〇	七、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇

第十一　糖業

銀行名		和歌山	福岡	島根	鳥取	富山	石川	福井	岡山	広島	山口	愛媛	香川	徳島	高知	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄
大正三年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同五年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同七年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同九年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同一一年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同一三年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和元年末	總	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

第三節　農工資金の融通

| 銀行名 | | |

銀行名	大正三年末	同五年末	同七年末	同九年末	同一一年末	同一三年末	昭和元年末
東京府	三、三五〇千円	三、七〇〇千円	三、四〇〇千円	三、〇〇〇千円	三、〇〇〇千円	四、〇〇〇千円	三、二〇〇千円
京都府	一、〇〇〇千円	一、〇〇〇千円	一、〇〇〇千円	一、〇〇〇千円	一、〇〇〇千円	一、〇〇〇千円	一、〇〇〇千円
大阪府	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円	一、七〇〇千円	一、八〇〇千円	一、九〇〇千円
兵庫県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
神奈川県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
大阪市	三、〇〇〇千円	三、二〇〇千円	三、四〇〇千円	三、六〇〇千円	三、八〇〇千円	四、〇〇〇千円	四、二〇〇千円
京都市	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
神戸市	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
横浜市	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
長崎県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
福岡県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
佐賀県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
大分県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
熊本県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
宮崎県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
鹿児島県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
沖縄県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
岡山県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
鳥取県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
島根県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
広島県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
山口県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
和歌山県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
三重県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
愛知県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
岐阜県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
静岡県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
長野県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
新潟県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
富山県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
石川県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
福井県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
山梨県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
長野県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
群馬県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
栃木県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
茨城県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
福島県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
宮城県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
秋田県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
青森県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
岩手県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
福島県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
宮城県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
長崎県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
熊本県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
鹿児島県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
沖縄県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円

銀行名	大正三年末	同五年末	同七年末	同九年末	同一一年末	同一三年末	昭和元年末
鳥取県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
石川県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
福井県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
秋田県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
青森県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
岩手県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
福島県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
宮城県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
長崎県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
熊本県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
鹿児島県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円
沖縄県	一、〇〇〇千円	一、一〇〇千円	一、二〇〇千円	一、三〇〇千円	一、四〇〇千円	一、五〇〇千円	一、六〇〇千円

銀行名	明治四三年末	大正元年末	同三年末	同五年末	同七年末	同九年末	同一一年末	同一三年末	昭和元年末
東京府	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大阪府	一	一	一	一	一	一	一	二百万円	一
神奈川県	二	百万円	一	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
兵庫県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鳥取県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
島根県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
山口県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
福岡県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
佐賀県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
長崎県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
熊本県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
大分県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
宮崎県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鹿児島県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
沖縄県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
北海道	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
樺太	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
計	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

第四表　農工銀行短期貸付金銀行別表

銀行名	明治四三年末	大正元年末	同三年末	同五年末	同七年末	同九年末	同一一年末	同一三年末	昭和元年末
東京府	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
大阪府	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
神奈川県	二百万円	二百万円	二百万円	二百万円	二百万円	二百万円	二百万円	二百万円	二百万円
兵庫県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鳥取県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
島根県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
山口県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
福岡県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
佐賀県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
長崎県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
熊本県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
大分県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
宮崎県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鹿児島県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
沖縄県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
北海道	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
樺太	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
計	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

銀行名	明治四三年末	大正元年末	同三年末	同五年末	同七年末	同九年末	同一一年末	同一三年末	昭和元年末
新潟県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
玉川銀行	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
埼玉県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
群馬県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
栃木県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
茨城県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
千葉県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
福島県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
宮城県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
岩手県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
青森県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
秋田県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
山形県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
福井県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
石川県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
富山県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
静岡県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
愛知県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
三重県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
岐阜県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
滋賀県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
京都府	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
奈良県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
和歌山県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
鳥取県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
石川県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
富山県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
岩手県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
福島県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
宮城県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
山形県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
秋田県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
青森県	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
北海道	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
樺太	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
計	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

銀行（中）

神奈川縣	三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野縣	*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫縣	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福島縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮城縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滋賀縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
尾張國	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三重縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奈良縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福井縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石川縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富山縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福島縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮城縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滋賀縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
尾張國	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三重縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奈良縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福井縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石川縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富山縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟縣	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野

| 銀行名 | | |

第六表　農工銀行特別小口定期償還貸付金銀行別表

銀行名	大正元年末	同三年末	同五年末	同七年末	同九年末
東京府	円	円	円	円	円
大阪府	—	—	—	—	—
神奈川縣	—	—	—	—	—
兵庫縣	五、一〇〇	三、四〇〇	一、四〇〇	—	—
長崎縣	—	—	—	—	—
新潟縣	—	六八〇	三〇〇	—	—
埼玉縣	—	—	—	—	—
群馬縣	—	—	—	—	—
千葉縣	—	—	—	—	—
茨城縣	—	—	—	—	—
栃木縣	—	—	—	—	—
奈良縣	—	—	—	—	—
三重縣	—	—	—	—	—
岡山縣	四二三	一、二三五	五〇五	—	—
静岡縣	—	—	—	—	—
愛知縣	—	—	—	—	—
滋賀縣	—	—	—	—	—
山梨縣	—	—	—	—	—
福井縣	—	—	—	—	—
富山縣	—	—	—	—	—
石川縣	—	—	—	—	—
福島縣	—	—	—	—	—
秋田縣	—	—	—	—	—
岩手縣	—	—	—	—	—
青森縣	—	—	—	—	—
山形縣	—	—	—	—	—
宮城縣	—	—	—	—	—
長野縣	—	—	—	—	—
鳥取縣	—	—	—	—	—
島根縣	—	—	—	—	—
山口縣	—	—	—	—	—
徳島縣	—	—	—	—	—
香川縣	—	—	—	—	—
愛媛縣	—	—	—	—	—
高知縣	—	—	—	—	—
福岡縣	—	—	—	—	—
佐賀縣	—	—	—	—	—
長崎縣	—	—	—	—	—
熊本縣	—	—	—	—	—
大分縣	—	—	—	—	—
宮崎縣	—	—	—	—	—
鹿兒島縣	—	—	—	—	—
沖縄縣	—	—	—	—	—
朝鮮	四、一五六、四五五円	六、五九六、四五五円	一〇、一六六、九六六円	九、三〇八、六四四円	七、二六七、五七七円
台湾	—	—	—	—	—
関東州	—	—	—	—	—
樺太	—	—	—	—	—
南洋	—	—	—	—	—
総計	四、一五四、三七六円	六、五九六、四五五円	一〇、一六六、九六六円	九、三〇八、六四四円	七、二六七、五七七円

銀行名	五年末	七年末	九年末
東京府	円	円	円
大阪府	—	—	—
神奈川縣	—	—	—
兵庫縣	—	—	—
長崎縣	—	—	—
新潟縣	—	—	—
埼玉縣	—	—	—
群馬縣	—	—	—
千葉縣	—	—	—
茨城縣	—	—	—
栃木縣	—	—	—
奈良縣	—	—	—
三重縣	—	—	—
岡山縣	—	—	—
静岡縣	—	—	—
愛知縣	—	—	—
滋賀縣	—	—	—
山梨縣	—	—	—
福井縣	—	—	—
富山縣	—	—	—
石川縣	—	—	—
福島縣	—	—	—
秋田縣	—	—	—
岩手縣	—	—	—
青森縣	—	—	—
山形縣	—	—	—
宮城縣	—	—	—
長野縣	—	—	—
鳥取縣	—	—	—
島根縣	—	—	—
山口縣	—	—	—
徳島縣	—	—	—
香川縣	—	—	—
愛媛縣	—	—	—
高知縣	—	—	—
福岡縣	—	—	—
佐賀縣	—	—	—
長崎縣	—	—	—
熊本縣	—	—	—
大分縣	—	—	—
宮崎縣	—	—	—
鹿兒島縣	—	—	—
沖縄縣	—	—	—
朝鮮	二八、〇七五円	六、〇五〇	六七
台湾	四、三五〇	二、一六〇	—
関東州	—	—	—
樺太	—	—	—
南洋	—	—	—
総計	二八、〇七五円	六、〇五〇	六七

第五章　農工銀行

第三節　農工資金の融通

銀行名	大正元年末	同三年末	同五年末	同七年末	同九年末
肥後銀行	円	円	円	円	円
佐賀縣	—	—	—	—	—
大分縣	—	—	—	—	—
福岡縣	—	—	—	—	—
土佐銀行	—	—	—	—	—
愛媛縣	—	—	—	—	—
讃岐銀行	—	—	—	—	—
阿波銀行	—	—	—	—	—
和歌山縣	—	—	—	—	—
防長銀行	—	—	—	—	—
廣島縣	—	—	—	—	—
岡山縣	—	—	—	—	—
鳥取縣	—	—	—	—	—
島根縣	—	—	—	—	—
富山縣	—	—	—	—	—
石川縣	—	—	—	—	—
福井縣	—	—	—	—	—
秋田縣	—	—	—	—	—
福島縣	—	—	—	—	—
宮城縣	—	—	—	—	—
長野縣	—	—	—	—	—
山形縣	—	—	—	—	—
青森縣	—	—	—	—	—
岩手縣	—	—	—	—	—
秋田縣	—	—	—	—	—
北海道拓殖銀行	二、八三〇	一七、二九〇	二一、〇〇七	二八、〇七五	四、三五〇
朝鮮殖産銀行	—	—	—	—	—
台湾銀行	—	—	—	—	—
関東州	—	—	—	—	—
樺太	—	—	—	—	—
南洋	—	—	—	—	—
総計	二、七三〇	一三、六二六	一一、九二七	六、〇五〇	二、一六〇
朝鮮	—	—	—	—	—
台湾	—	—	—	—	—
関東州	—	—	—	—	—
樺太	—	—	—	—	—
南洋	—	—	—	—	—
総計	三〇〇	六、八三八	二、八九六	六七	—
朝鮮	—	—	—	—	—
台湾	—	—	—	—	—
関東州	—	—	—	—	—
樺太	—	—	—	—	—
南洋	—	—	—	—	—
総計	—	四、一五	—	—	—

宮崎	円	円	円	円	円
鹿兒島縣					
沖繩縣					
總計	一二七、二七三	八七、七〇二	三七、六九八	一〇、一〇一	二、一一〇 二、五二五

（備考）大正十年以後本貸付金無し。

明治大正財政史　第十五卷　終

昭和十三年七月二十七日　印刷
昭和十三年七月三十一日　發行

〔明治大正財政史第十五卷奥附〕
——全二十卷ノ內——

大藏省編纂

東京市赤坂區田町七丁目三番地
發行兼印刷者　草村松雄

東京市牛込區榎町七番地
印刷所　大日本印刷株式會社
榎町工場

著作權所有

東京市赤坂區田町七丁目三番地
發行元　財政經濟學會
明治大正財政史部振替東京一七〇八番
電話赤坂(48)三四〇・三四一番

明治大正財政史（全二十卷）略目次

第一卷
第一編 總說
第二編 財政機關
第二卷（第二回配本）
第三編 會計制度
第三卷（第十一回配本）
第四編 歲計（上）
第四卷（第六回配本）
第四編 歲計（中）
第五卷（第五回配本）
第四編 歲計（下）
第六卷（第七回配本）
第五編 內國稅（上）
第七卷（第十回配本）
第五編 內國稅（下）
第八卷
第六編 關稅
第九卷（第三回配本）
第七編 專賣（上）
第十卷（第四回配本）
第七編 專賣（下）
第十一卷（第一回配本）
第八編 國債（上）
第十二卷（第八回配本）
第八編 國債（下）
第十三卷
第九編 國庫金及資金運用
第十編 通貨
第十四卷（第九回配本）
第十一編 銀行（上）
第十五卷（第十二回配本）
第十一編 銀行（中）
第十六卷
第十一編 銀行（下）
第十七卷
第十二編 金融
第十八卷
第十三編 外地財政
第十九卷
第十四編 雜纂
第二十卷
總目錄・索引
財政經濟年表

705
32